

平成27年第1回諏訪広域連合議会定例会

平成27年3月26日 開 会

平成27年3月27日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔3月26日(木)〕	7
承認第1号から議案第15号まで16件一括議題	
広域連合長挨拶、提出議案の説明	
議案第1号から議案第6号、議案第8号から議案第13号、議案第15号 事務局長補足説明	
承認第1号、議案第7号、議案第14号 消防長補足説明	
承認第1号質疑、委員会付託省略、討論、承認	
議案第1号から議案第15号まで15件各質疑、各常任委員会付託	
託	
会議録第2号〔3月27日(金)〕	41
一般質問	
議案第1号から議案第15号まで15件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	81

諏訪広域連合告示第1号

平成27年第1回諏訪広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年3月19日

諏 訪 広 域 連 合

広域連合長 山 田 勝 文

1 日 時 平成27年3月26日（木） 午後1時50分

2 場 所 諏訪市役所 議場

平成27年第1回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
3月26日 (木)	12:30		議会運営委員会
	13:00		全員協議会
	13:50	(開会) 広域連合長あいさつ 議案説明 議案質疑 委員会付託	
	15:30		常任委員会 議案審査
3月27日 (金)	17:00		
	10:00	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 (閉会)	
	12:00		

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	宮坂武男	2番	望月克治
3番	両角昌英	4番	大久保功身
5番	小平吉保	6番	加々見保樹
7番	織田昭雄	8番	水野政利
9番	宮下和昭	10番	増澤義治
11番	藤森守	12番	森山広
13番	今井康喜	14番	武井富美男
15番	今井秀実	16番	共田武史
17番	齋藤美恵子	18番	中村奎司
19番	金井敬子	20番	中山透
21番	小池和男	22番	小平雅彦

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（平成 26 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 3 号））
- 議案第 1 号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるについて
- 議案第 2 号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めるについて
- 議案第 3 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 議案第 4 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 諏訪広域消防一元化に伴う諏訪広域連合関係条例の一部改正について
- 議案第 8 号 平成 26 年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 平成 26 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 10 号 平成 26 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 11 号 平成 27 年度諏訪広域連合一般会計予算
- 議案第 12 号 平成 27 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 27 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 議案第 14 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 議案第 15 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

○一般質問

5 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

平成27年3月

順序	氏名	通告内容
1	金井敬子 (下諏訪町)	1. 第6期介護保険事業計画案における介護保険施設等整備について 2. 介護保険料について 3. 介護報酬改定の影響について
2	大久保功身 (茅野市)	広域的連携の住み分けについて ・国の制度と情報を取り入れた広域連携のまちづくりへのお考えを伺いたい。
3	望月克治 (茅野市)	・諏訪広域連合のあり方について 6市町村が一緒に行うことの意味は何か。
4	森山 広 (諏訪市)	1. 通信指令業務一元化に伴う救急・消防車派遣について 2. 信州諏訪温泉泊覧会ゾーラの事業効果を検証する調査について
5	今井秀実 (岡谷市)	広域消防一元化本格始動にあたっての課題について (1) 消防救急出動上の課題 (2) 大規模災害時の対応

平成27年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

平成27年3月26日（木）

午後 1時50分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（平成26年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 4 議案第 1号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるについて
- 日程第 5 議案第 2号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めるについて
- 日程第 6 議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 7号 諏訪広域消防一元化に伴う諏訪広域連合関係条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 8号 平成26年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 9号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第11号 平成27年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 日程第18 議案第15号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

~~~~~

## 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3～日程第 18

承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（平成 26 年度諏訪広域連合諏訪広域  
消防特別会計補正予算（第 3 号））から議案第 15 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏  
訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算まで 16 件一括議題

広域連合長挨拶、提出議案の説明

議案第 1 号から議案第 6 号、議案第 8 号から議案第 13 号、議案第 15 号 事務局長  
補足説明

承認第 1 号、議案第 7 号、議案第 14 号 消防長補足説明

承認第 1 号質疑、委員会付託省略、討論、承認

議案第 1 号から議案第 15 号まで 15 件各質疑

議案第 7 号、議案第 11 号のうち所管部分、議案第 14 号及び議案第 15 号 総務消  
防委員会に付託

議案第 1 号から議案第 6 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号  
のうち所管部分、議案第 12 号、議案第 13 号 福祉環境委員会に付託

散 会

### ○出席議員（21名）

| 議 席  |         | 議 席  |           |
|------|---------|------|-----------|
| 1 番  | 宮 坂 武 男 | 2 番  | 望 月 克 治   |
| 3 番  | 両 角 昌 英 | 4 番  | 大久保 功 身   |
| 5 番  | 小 平 吉 保 | 6 番  | 加々見 保 樹   |
| 7 番  | 織 田 昭 雄 | 8 番  | 水 野 政 利   |
| 9 番  | 宮 下 和 昭 | 10 番 | 増 澤 義 治   |
| 11 番 | 藤 森 守   | 12 番 | 森 山 広     |
| 13 番 | 今 井 康 喜 | 15 番 | 今 井 秀 実   |
| 16 番 | 共 田 武 史 | 17 番 | 齋 藤 美 恵 子 |
| 18 番 | 中 村 奎 司 | 19 番 | 金 井 敬 子   |
| 20 番 | 中 山 透   | 21 番 | 小 池 和 男   |
| 22 番 | 小 平 雅 彦 |      |           |

### ○欠席議員（1名）

14 番 武 井 富美男

○説明のため出席した者の職氏名

|            |       |            |      |
|------------|-------|------------|------|
| 広域連合長      | 山田勝文  | 副広域連合長     | 今井竜五 |
| 副広域連合長     | 柳平千代一 | 副広域連合長     | 青木悟  |
| 副広域連合長     | 小林一彦  | 副広域連合長     | 清水澄  |
| 監査委員       | 北原國男  | 事務局長       | 河西秀樹 |
| 会計管理者      | 湯沢広充  | 企画総務課長     | 橋爪誠  |
| 情報政策課長     | 永田賢二  | 介護保険課長     | 原田初秋 |
| 八ヶ岳寮寮長     | 田村茂正  | 消防長        | 佐久卓  |
| 消防本部総務課長   | 宮澤清人  | 岡谷市広域担当課長  | 山岸徹  |
| 諏訪市広域担当課長  | 木島清彦  | 茅野市広域担当課長  | 小池徹  |
| 下諏訪町広域担当課長 | 山田英明  | 富士見町広域担当課長 | 植松佳光 |
| 原村広域担当課長   | 日達章   |            |      |

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	松崎寛	企画総務課総務係長	国枝准也
書記	武居靖彦		

~~~~~

平成27年3月26日(木)

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 (2-1)

開会 午後 1時40分

散会 午後 3時29分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 1時40分

---

**小平吉保議長** ただいまから平成27年第1回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時40分

---

**小平吉保議長** これより本日の会議を開きます。

日程に入るに前に先立ち報告いたします。ただいまの出席議員数は21名であります。日程はあらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**小平吉保議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、7番織田昭雄議員、16番共田武史議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**小平吉保議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月27日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 御異議ないと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて(平成26年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算(第3号))

- 日程第 4
  - 議案第 1号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるについて
- 日程第 5
  - 議案第 2号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めるについて
- 日程第 6
  - 議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 7
  - 議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8
  - 議案第 5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 9
  - 議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 10
  - 議案第 7号 諏訪広域消防一元化に伴う諏訪広域連合関係条例の一部改正について
- 日程第 11
  - 議案第 8号 平成26年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 12
  - 議案第 9号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13
  - 議案第 10号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 14
  - 議案第 11号 平成27年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第 15
  - 議案第 12号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 日程第 16
  - 議案第 13号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算

○日程第17

議案第14号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算

○日程第18

議案第15号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計  
予算

小平吉保議長 日程第3 承認第1号から日程第18 議案第15号までの16件を一括議題といたします。

広域連合長より招集の挨拶及び提案議案の説明を求めます。広域連合長。

山田勝文広域連合長 三寒四温と言われるがごとく暖かさと寒さが繰り返し、春の訪れが恋しいきょうこのごろ、本日、ここに平成27年第1回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中を御参集いただき、まことにありがとうございました。

本定例会には、専決処分の承認案件1件、条例議案7件、補正予算3件並びに平成27年度各会計予算の5件、合わせて16件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについては、茅野消防署・原消防署員の人事院勧告関連の人件費と、下諏訪消防署の御嶽山噴火災害にかかわる人件費及び庁舎改修費について補正したものであります。

次に、条例議案について御説明いたします。

議案第1号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるについてであります。これは第3次一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され指定介護予防支援に関する基準等を保険者が定めることになったことから、新規に制定するものであります。

次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めるについてであります。この条例も第3次一括法の施行によるもので、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準について保険者が定めることとなり、新規制定するものであります。

次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正についてであります。第6期介護保険事業計画に基づき、新たな保険料率と低所得者の保険料軽減について定めるとともに、地域支援の各種事業の実施時期を定めるため、一部改正を行うものであります。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正についてであります。こちらも第3次一括法によるもので、指定介護予防支援事業者の指定に関し申請者の法人格の有無に関する基準を定めるため、一部改正するものであります。

次に、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援

の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。この条例は、厚生労働省の基準に基づき定めておりますが、当該省令の一部改正にあわせ、当条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。この条例も、厚生労働省の基準に基づき定めておりますが、当該省令の一部改正にあわせ、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第7号 諏訪広域消防一元化に伴う諏訪広域連合関係条例の一部改正についてであります。これは消防一元化に伴う三つの条例の一部改正を一つの条例で改正するもので、広域連合の事務所の所在する市町村の条例を準用するにつき、消防職員について、準用の規則を削り、消防職員の特殊期末手当を改正し、消防本部の所在地の改正等をするものであります。

次に、平成26年度補正予算議案について御説明いたします。

議案第8号 平成26年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）は、恋月荘移管に伴う福祉連携費の積立金を総合福祉基金へ積み立てるため補正を行うものであります。

次に、議案第9号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）は、平成25年度の繰越金を例年と同様に八ヶ岳寮基金に積み立てるための補正を行うものであります。

次に、議案第10号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）は、制度改革に伴うシステム改修を行うため、財源として介護保険事業費補助金及び関係市町村事務費負担金を増額する等の補正を行うものであります。

次に、議案第11号から議案第15号の平成27年度予算議案について説明申し上げます。

議案第11号一般会計につきましては、総額3億263万7,000円を計上いたしました。

消防一元化に伴い整備しました広域連合の情報系システムを運用するほか、昨年度移管しました厚生連恋月荘へ職員を派遣してまいります。また、平成19年に設置いたしました小児夜間急病センターを引き続き医師会等との連携を図りながら小児の初期救急医療の提供、受診体制を確保するとともに、安定的な運営に努めてまいります。

次に、議案第12号救護施設八ヶ岳寮特別会計は、総額3億8,381万円を計上いたしました。

地域生活移行にした利用者が居宅で安定した自立生活が継続できるよう、日中の生活支援や就労支援等を行うとともに、経済的困窮による生活困窮者や精神障害を抱える生活保護受給者等の一時入所を行い、健康回復と生活の安定継続を支援してまいります。また、和室から洋室への改修、健康状態の不安な利用者居室へエアコンの設置と喫煙所整備により、利用者が安全・快適な生活が送れるよう環境整備に取り組んでまいります。

次に、議案第13号介護保険特別会計は、総額179億1,081万1,000円の計上であります。

平成27年度は、このたび制定されました第6期介護保険事業計画の1年目となり、地域包括ケアの実現に向けた非常に重要な1年となります。大幅に改正された新たな介護保険制度に確実に対応するとともに、圏域の高齢化の進行状況を慎重に見きわめ、持続可能な安定した介護保険事業の

運営を目指し、構成市町村と連携をし計画を推進してまいります。

施設整備につきましても、第6期計画で計画された基盤整備を着実に進め、良質なサービスの提供に向け引き続き事業を推進してまいります。

次に、議案第14号諏訪広域消防特別会計は、総額22億4,811万円を計上いたしました。

これまで消防本部費と消防署費が分かれておりましたものを、消防一元化に伴い全体を一つの消防費として計上したものであります。新たに整備しました高機能消防指令センターとともに、一元化した組織体制により引き続き住民の安心・安全の確保に努めてまいります。

次に、議案第15号ふるさと振興基金事業特別会計は、1,702万5,000円を計上いたしました。

主な内容は、地域住民の環境美化に対する意識の高揚のため、環境美化事業を推進するほか、諏訪圏域の人口減に歯どめをかけ少子対策、若者の定住促進を図るとともに、圏域の未婚者の出会いの機会をふやすことを目的とした婚活支援事業を継続してまいります。

以上で提案しました各議案の説明を終了いたしますが、新年度予算につきましては関係市町村が厳しい財政運営を強いられている中、事務事業のさらなる効率化に努めるとともに、諏訪圏域住民の安心・安全や福祉に直結する事務事業については、住民サービスの向上に努めるべく編成を行いました。

なお、各議案の細部につきましては事務局長、消防長から説明をいたします。

以上申し上げて、開会に当たっての挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

**小平吉保議長** 事務局長。

**河西秀樹事務局長** それでは私のほうから、消防関係を除く議案につきまして一括して補足説明いたします。

議案第1号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるについて説明申し上げます。

この条例は、平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、介護保険法第59条第1項第1号、同法第115条の24第1項及び第2項の規定における指定介護予防支援に関する基準及び基準該当介護予防支援に関する基準を保険者の条例で定めることとなったことから、諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を新規制定するものです。

それでは、条文について説明申し上げます。

第1章は、総則です。

第2章は、人員に関する基準を定めるものです。

第3章は、運営に関する基準を定めるものです。

第4章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものです。

第5章は、基準該当介護予防支援に関する基準を定めるものです。

附則は、条例の施行期日を平成27年4月1日と規定するものです。

総則では、この条例の趣旨及び基本方針を規定し、人員に関する基準については当該事業を行うために置くべき職種やその員数及び管理者について規定するものです。

運営に関する基準については、内容及び手続の説明及び同意、サービス提供拒否の禁止、苦情解決、事故発生時の対応、記録整備等の運営基準について規定するものです。

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、指定介護予防支援の基本取扱方針、指定介護予防支援の具体的取扱方針、介護予防支援の提供に当たっての留意点について規定するものです。

基準該当介護予防支援に関する基準については、条例内の指定介護予防支援等の事業についての規定を基準該当介護予防支援に事業についても準用することを規定するものです。

続いて、議案第2号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めるについて説明申し上げます。

この条例も第3次一括法の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準について保険者が定めることとなったため、新規に制定するものです。

それでは条文について説明申し上げます。

第1条は、制定の趣旨です。

第2条は、地域包括支援センターの職務に従事する常勤職員と職員の員数における規定を定めるものです。

第3条は、地域包括支援センターの前条で定めるもの以外の事項を定めるもので、包括的支援事業の各サービスの利用促進により高齢者が住みなれた場所で自立した日常生活ができるようにするための努力義務や、包括支援センターの公正・中立な運営等の義務づけなどを規定するものです。

附則は、条例の施行期日を平成27年4月1日と定めるものです。

続いて、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、介護保険法第129条第2項の規定により、第6期介護保険事業計画における保険料の保険料率と低所得者の保険料軽減について定めるとともに、地域支援事業における各事業の開始時期等について定めるものです。

保険料率につきましては、地域の実情に即した多段階設定とし、第1号被保険者保険料基準額を6万4,200円、月額5,350円とする各段階の保険料率を定め、あわせて低所得者の保険料軽減料率については、軽減料率を制定する政令の公布がおこなわれているため、具体的な軽減料率を規則に委任することについて定めるものです。

また、多段階化に伴う賦課期日後の第1号被保険者の資格取得、喪失等の際の保険料額の算定方法につき規定しました。

地域支援事業の各事業の実施時期につきましては、附則により猶予期間を定め、総合事業につい

ては平成29年4月1日から、医療介護連携に関する事業については平成30年4月1日から、生活支援サービスの体制整備については平成28年4月1日から実施することとし、改正附則により新たな保険料率について施行期日を定めるものです。

議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましても、第3次一括法の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を保険者が条例で定めることとなったことから、諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例において、介護保険法第115条の22第2項第1号で規定する指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者の法人格の有無に関する基準について定めるものです。

続いて、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、整備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

国では社会保障審議会、介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に一度定期的な制度の見直しを実施しておりますが、平成27年度からは一部事業の利用定員の拡充や人員配置要件の緩和などについて見直しが行われます。現状の条例は目的達成のための必要最低限の基準を定めたものであり、指定地域密着型介護予防サービス事業者は基準条例を遵守することで適切な事業運営を行っていることから、改正された基準省令どおりに条例を一部改正するものです。

続いて、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、議案第5号と同様、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、同様の一部改正を行うものです。

平成27年度からはサービスの趣旨を明確化するための複合型サービスの名称変更、一部事業の利用定員の拡充や人員配置要件の緩和などについて見直しが行われます。現状の条例は目的達成のための必要最低限の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は基準条例を遵守することで適切な事業運営を行っていることから、改正された基準省令と同様に条例を一部改正するものです。

続いて、議案第8号 平成26年度一般会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

これは恋月荘移管に伴う基金等の繰入金、繰越金の確定により補正するものであります。

予算の補正は、歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、総額を5億22万8,000円

とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

3ページをごらんください。歳入です。

5款繰入金2項1目財政調整基金繰入金5,187万5,000円の減は、恋月荘移管に伴う財政調整基金繰入金を減額し、補正後の額を1億1,000万円とするものです。

6款繰越金1項1目繰越金7,304万7,000円の増は、恋月荘移管に伴う恋月荘繰越金を増額し、補正後の額を7,914万9,000円とするものです。

7款諸収入2項1目雑入2,100万円の減は、恋月荘派遣職員の退職に伴う人件費の厚生連負担分の減で、補正後の額を6,480万4,000円とするものです。

4ページをごらんください。歳出です。

2款総務費1項2目福祉連携費は17万2,000円増額し、補正後の額を2億3,022万4,000円とするものです。内訳は、2節給料から12節役務費までの合計982万8,000円の減は、恋月荘派遣職員の退職による人件費の減であります。

25節積立金1,000万円は、総合福祉基金積立金当初予算額1億5,081万1,000円に積み増しするものです。

議案第8号一般会計補正予算（第2号）の説明は以上です。

続いて、議案第9号平成26年度救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,594万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,531万円とするものです。

続いて、事項別明細書により説明いたします。

3ページの歳入ですが、7款1項1目繰越金には、25年度八ヶ岳寮特別会計決算における差引残額1,994万円のうち、予算計上額400万円を除く1,594万円を増額補正するものであります。

続きまして歳出ですが、2款1項1目施設管理費に1,594万円を増額補正するもので、25節八ヶ岳寮基金に1,594万円を積み立てするものであります。

議案第9号八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）の説明は以上です。

続いて、議案第10号平成26年度介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

予算書の1ページですが、第1条によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,803万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ178億3,856万6,000円とするものです。制度改正に伴い生じたシステム改修に係る経費として一般管理費の委託料を増額補正し、財源として関係市町村負担金及び国庫の介護保険事業費補助金を増額補正するとともに、震災被災者の保険料減免に係る災害臨時特例補助金に関する収入を介護給付費準備基金積立金に積み立てるため、基金積立金を増額補正するものです。

内訳につきましては、3ページの事項別明細書により説明申し上げます。

まず歳入です。歳入につきましては、国庫補助事業により制度改正に係る介護保険システムの改修を行うため、2款の分担金及び負担金に1,296万8,000円、4款国庫支出金の介護保険事業費補助金に497万1,000円を増額補正するとともに、東日本大地震被災者の保険料減免に係る国庫補助分として、同じく4款国庫支出金の介護保険災害臨時特例補助金に9万5,000円を増額補正します。

続きまして4ページをお願いします。歳出です。

歳出につきましては、制度改正に係るシステム改修を行うため1款の総務費に1,793万9,000円を増額補正するとともに、東日本大地震被災者の保険料減免のための災害臨時特例補助金を介護給付費準備基金に積み立てるため、4款の基金積立金に9万5,000円を増額補正します。

議案第10号の説明は以上です。

続いて、議案第11号 平成27年度一般会計予算について説明申し上げます。

予算書1ページをごらんください。第1条で歳入歳出の総額をそれぞれ3億263万7,000円と定めるものです。

次に予算の内容につきまして、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお願いします。

歳入の総括ですが、七つの款の歳入合計は3億263万7,000円で、前年度比1億9,246万3,000円の減となっています。

5ページをお願いします。歳出の総括ですが、五つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は9,611万4,000円です。

6ページをお願いします。歳入の内訳です。

1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は1億9,894万7,000円で、前年度比1,050万5,000円の増です。

1節経常経費負担金は1億2,220万6,000円で、前年度比203万8,000円の増。

2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金は3,282万6,000円で、前年度比22万9,000円の増です。

3節小児夜間急病センター事業負担金は1,800万円で、前年度比726万6,000円の増です。

4節防災啓発共同事業負担金は20万円で、前年度同額です。

5節高齢者福祉事業経費負担金は1,356万7,000円で、前年度比12万4,000円の増です。これは介護保険を補完する福祉施策として、低所得者の利用者等に配慮した利用者負担の軽減事業を実施するための負担金です。

6節障害者福祉事業経費負担金は1,214万8,000円で、前年度比84万8,000円の増です。これは障害程度区分審査会の運営を行うための負担金です。

7ページをお願いします。2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金の低所得者保険料軽減負担金2,000万円は、新たに介護保険料軽減補助金の国分を一般会計で受けるためのものです。

3 款県支出金 1 項 2 目民生費県補助金の介護保険関連事業費補助金は 2 9 万 3, 0 0 0 円で、前年と同額です。

3 目衛生費県補助金の小児初期救急医療体制整備事業補助金は 1 6 8 万 8, 0 0 0 円で、前年度比 6 万 8, 0 0 0 円の減です。これは小児夜間急病センターの運営に対する補助金です。

同款 2 項 1 目介護保険関係負担金の低所得者保険料軽減負担金 1, 0 0 0 万円は、新たに介護保険料軽減補助金の県分を一般会計で受けるためのものです。

8 ページをお願いします。4 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金は 6 1 万 4, 0 0 0 円で、前年度比 1 1 万 2, 0 0 0 円の減です。これは基金利子収入です。

5 款繰入金 2 項 5 目総合福祉基金繰入金 8 6 7 万 7, 0 0 0 円は、恋月荘派遣職員人件費の広域連合負担分を総合福祉基金から繰り入れるものです。

9 ページをお願いします。6 款繰越金は 5 1 0 万 2, 0 0 0 円で、前年度比 1 0 0 万円の減です。

7 款諸収入 1 項 1 目預金利子は 4, 0 0 0 円です。

2 項 1 目雑入は 5, 7 3 1 万 2, 0 0 0 円で、前年度比 2, 8 4 9 万 2, 0 0 0 円の減です。収入の主なものは恋月荘派遣職員人件費の厚生連負担金 4, 4 9 5 万 3, 0 0 0 円です。

1 0 ページをお願いします。歳出の内訳です。

1 款議会費 1 項 1 目議会費は 1 8 6 万 1, 0 0 0 円、前年度比 8 8 万円の増です。これは隔年で実施しています行政視察に係る経費が増となっています。

1 1 ページをお願いします。2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は 1 億 3, 2 5 1 万 1, 0 0 0 円で、前年度比 5, 5 8 4 万 4, 0 0 0 円の減です。減の主な内容は、2 6 年度の消防一元化に伴う広域連合のネットワーク構築のための情報系システム整備が完了したことによるものと、恋月荘移管に伴う土地売払収入の財政調整基金への積み立ての減によるものです。

1 4 ページをお願いします。1 項 2 目福祉連携費は 5, 4 1 5 万 4, 0 0 0 円で、前年度比 1 億 7, 5 8 9 万 8, 0 0 0 円の減です。これは恋月荘派遣職員の減に伴う人件費の減と、総合福祉基金への積み立てが完了したための減です。

同項 3 目防災総務費は 3 0 万円で、前年と同額です。これは関係市町村と共同で実施する防災啓発事業に係る経費です。

1 5 ページをお願いいたします。3 款民生費 1 項 1 目高齢者福祉費は 4, 3 8 6 万 1, 0 0 0 円で、前年度比 3, 0 1 2 万 4, 0 0 0 円の増です。増の主な内容は、歳入で受けました介護保険関係負担金の低所得者保険料軽減負担金の国・県の介護保険料軽減補助金を介護保険特別会計へ繰り出すための増と、新たな特養の開所や生活保護受給者の個室居住費に係る利用者負担額軽減に伴うものです。

1 6 ページをお願いします。同項 2 項 2 目障害者福祉費は 1, 2 1 4 万 9, 0 0 0 円で、前年度比 8 4 万 8, 0 0 0 円の増です。これは障害支援区分審査会の開催に要する経費です。

1 7 ページをお願いします。4 款衛生費 1 項 1 目病院群輪番制病院運営費補助事業費は 3, 2 8 2 万 6, 0 0 0 円で、前年度比 2 2 万 9, 0 0 0 円の増です。これは 2 次救急医療を確保するため

の圏域内6病院に対する運営費補助金です。

同項2目小児夜間急病センター事業費は2,447万5,000円で、前年度比719万8,000円の増です。これは諏訪圏域において安心して子育てができるよう、小児患者に対する夜間の初期救急医療体制を確保するため開設している諏訪地区小児夜間急病センターの管理運営に要する経費です。

18ページをお願いします。6款予備費ですが、前年度と同額です。

19ページから24ページまでは給与費明細書ですが、所定の書式により調製してありますので、説明は省略させていただきます。

25ページをお願いします。関係市町村負担金の内訳ですが、各事務事業別に関係市町村の負担金を掲載してありますので、ごらんください。

議案第11号の説明は以上です。

続きまして、議案第12号 平成27年度救護施設八ヶ岳寮特別会計予算につきまして説明申し上げます。予算書の26ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出の総額をそれぞれ3億8,381万円と定めるものです。

歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書により説明申し上げます。

29ページをお願いします。総括の歳入ですが、六つの款の歳入合計は3億8,381万円で、前年度比2,556万円の減となっています。

30ページの歳出ですが、三つの款の歳出合計は歳入額と同額です。

このうち特定財源は国県支出金、民生費負担金等で3億2,443万7,000円で、歳出総額に占める割合は84.5%となっています。

31ページをお願いします。歳入の内訳ですが、1款1項1目関係市町村負担金は5,826万3,000円で、前年度と同額です。

2目の民生費負担金は2億4,525万円で、前年度比219万2,000円の増です。これは市福祉事務所関係施設利用者分102名の施設事務費負担金及び施設生活費負担金です。

3款1項1目県支出金民生費県負担金は7,591万1,000円で、前年度比53万7,000円の増です。これは県福祉事務所関係施設利用者32名分の施設事務費負担金及び施設生活費負担金です。

4款の財産収入は説明欄記載の基金利子収入です。

32ページをお願いします。5款1項1目寄附金は、一般寄附金の存目計上です。

7款繰越金は前年度からの繰越金です。

8款諸収入1項1目預金利子は1,000円。また2項1目雑入は職員等の給食費並びに施設利用者の作業収入等です。

次に、34ページをお願いします。歳出の内訳です。

2款1項1目施設管理費は2億3,797万円で、前年度比2,831万2,000円の減です。増減の主な内容につきましては、1節の報酬は嘱託医、非常勤職員の報酬で3,480万8,000

0円、前年度比825万9,000円の減で、育休職員の復職により非常勤職員が減員するものです。

2節の給料、3節の職員手当等は職員22名分の人件費ですが、前年度比、給料が308万8,000円の増となっているのは、育休職員の復職によるものであります。職員手当の1,285万6,000円の増は、共済費から市町村総合事務組合負担金の支出科目変更によるものが主な理由です。

4節共済費は、職員22名分の職員共済組合負担金と、非常勤職員12名分の社会保険料で、全体では2,251万円の減となっており、市町村総合事務組合負担金の科目変更と退職にかかわる特別負担金の減によるものが主な理由です。

7節賃金は、育休職員の復職までの間、臨時職員の雇用の対応等により165万円の増となっています。

11節需用費は、自動火災報知器の修繕等により65万6,000円の増となっています。

12節役務費は、建物設備定期検査が隔年実施となることなどから、25万6,000円の減となっています。

13節委託料は、調理業務委託料で1,840万4,000円のほか、保守点検、各種業務委託料で前年度比16万9,000円の減となっています。

15節工事請負費は、外壁塗装工事の終了により715万4,000円の減となっています。

18節備品購入費は32万4,000円で、厨房冷凍冷蔵庫と野菜栽培用ラックの購入終了に伴う減となっています。

36ページをお願いします。25節の積立金は、恋月荘移管に伴い廃止となった恋月荘の福祉整備基金と福祉基金分の八ヶ岳寮福祉基金への積み立てが終了したことにより、576万5,000円の減となっています。

その他の節や歳出におきましては、施設管理運営費に要する経費で、ほぼ前年と同額、もしくは内容を精査しましての計上としております。

次の2目施設事業費は1億157万7,000円で、前年度比275万2,000円の増です。この施設事業費は施設利用者の直接処遇にかかわる経費で、主なものは11節需用費の8,535万円で、内訳は施設利用者の被服費、日用品、教養娯楽費、トイレトペーパーや洗剤等の消耗品、暖房給湯用燃料、電気、上下水道、給食賄い材料等です。ボイラーポンプ交換修理等により、39万9,000円の増といたしました。

18節備品購入費は129万3,000円で、居室のエアコンや全自動洗濯機などを購入予定です。

20節扶助費は779万1,000円で、障害者加算の無加算者の増と入院者の増加による入院日用品費の増などにより231万4,000円の増となっています。

次に38ページの3款1項1目公債費の元金は3,861万8,000円で、前年度比63万6,000円の増となっています。これは八ヶ岳寮改築事業に係る起債の元金償還金です。

2目利子464万5,000円は同じく八ヶ岳寮改築にかかわる起債6億3,810万円に対する償還利子です。

4款の予備費は100万円の計上です。

39ページから43ページは給与費明細書で、所定の書式により調製してありますのでごらんください。

44ページは地方債にかかわるもので、平成27年度末見込み額は2億5,168万2,000円を見込んでいます。

次に、45ページは関係市町村負担金で、経常経費分は前年と同じく1,500万、公債費分では4,326万3,000円です。

議案第12号の説明は以上です。

続いて、議案第13号平成27年度介護保険特別会計予算について説明申し上げます。予算書の46ページからごらんください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ179億1,081万1,000円と定めるものです。

第2条においては、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものです。これは月額で14億円ほどの介護保険給付費のうち、国庫負担金や第2号被保険者が負担する社会保険診療報酬支払基金からの交付金等の納入が1カ月ほどおくれることなどから、給付費の支払いに伴う当座の資金が不足することへの対応を想定したものです。

予算の内容につきましては、事項別明細書により説明申し上げます。

51ページをお願いします。まず歳入の総括ですが、10款までの歳入合計は179億1,081万1,000円で、前年度比3億4,165万2,000円の増となっています。

次に52ページをお願いします。歳出ですが、七つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は136億9,622万5,000円で、歳出総額に占める割合は76.5%です。

続きまして、歳入の内訳ですが、53ページをお願いします。

まず1款保険料1項1目第1号被保険者保険料は39億4,740万円で、前年度比4億9,175万円の増です。第6期より介護給付全体に占める65歳以上の第1号被保険者の保険料の割合が21%から22%となり、14段階となった保険料の基準月額は5,350円となりました。本年度は3カ年の事業計画の初年度に当たるため、新たな保険料設定を行ったことにより保険料は増となります。

2款1項1目関係市町村負担金は24億9,502万1,000円で、前年度比5,216万円の増です。

1節保険給付費関係負担金は、保険給付費の12.5%を関係市町村で負担するもので、今年度より市町村ごとの負担割合が100%人口割から1割分を各市町村の給付実績によるものとする負担割合に変更されています。

2節地域支援事業関係負担金は、地域支援事業費の一定割合を関係市町村で負担するもので、包

括的支援事業の重点事業に位置づけられたものを除き、保険給付費の3%を上限として事業見積もりに基づき負担をいただきます。地域支援事業には三つの事業があり、介護予防事業費は12.5%、包括的支援事業と任意事業は事業費の19.5%が負担割合となっています。なお、当広域では総合事業への移行を平成29年4月からと定めたため、今年度の事業内容に大きな変更はありません。

3節事務費関係負担金は、人件費等の事務費関係経費を負担していただくものです。

4節保険料軽減関係負担金は、今回の制度改正により新たに実施することとなった消費税増税分を財源とした低所得者の保険料軽減において、軽減額のうち国が2分の1、県が4分の1、市町村が残りの4分の1を負担するもので、新たな負担金として1,000万円を計上するものです。

54ページ、3款使用料及び手数料ですが、主なものは保険料普通徴収分の督促手数料30万円です。

4款1項1目介護給付費国庫負担金は30億5,643万7,000円の計上です。これは介護給付費のうち居宅サービス給付にかかわる負担割合の20%と、施設サービス給付にかかわる15%の割合を国庫が負担するもので、保険給付費の増加に伴い、前年度比6,315万6,000円の増です。

2項国庫補助金の1目調整交付金は7億8,483万1,000円で、前年度比450万1,000円の増です。

2目、3目の地域支援事業交付金は、国の負担率が事業内容によって異なり、2目の介護予防事業は事業費の25%、5,363万3,000円を、3目の包括的支援事業・任意事業は事業費の39%、1億1,795万3,000円を計上しました。

55ページ、4目の介護保険事業費補助金は、社会保障税番号制度の導入のためのシステム改修費に対する補助金で、事業費の3分の2について国が補助するもので、1,146万6,000円を計上しました。

5款1項1目介護給付費交付金は47億7,496万8,000円を計上しました。これは2号被保険者が介護給付費の28%を負担するもので、医療保険料とともに徴収された保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、今年度より1号被保険者の負担割合が上がったことにより、2号被保険者の負担割合が29%から28%に下がり、前年度比9,604万1,000円の減です。

また、2目地域支援事業交付金は、介護予防事業費の28%の6,006万9,000円を計上しました。

6款1項1目介護給付費県負担金は、居宅サービス給付にかかわる負担割合を12.5%、施設サービス給付にかかわる負担割合を17.5%、県が負担するもので、24億8,593万6,000円、前年度比2,032万9,000円の増です。

続く56ページの2項1目地域支援事業交付金は、介護予防事業分として事業費の12.5%、2,681万6,000円を計上し、2目地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分には

事業費の19.5%、5,897万6,000円を計上しました。

7款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子分95万4,000円を計上しました。

57ページの8款1項4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、このたびの保険料改定に伴い国が消費税財源をもって第1段階の被保険者の保険料軽減を実施するに当たり、国庫2分の1、県費4分の1の負担分につき一般会計を経由し繰り入れることとなったため、3,000万円を新たに計上するものです。

2項1目の介護給付費準備基金繰入金につきましては、事業計画初年度のため今年度の取り崩しはなく、2億3,710万8,000円の皆減です。

9款1項1目繰越金につきましては、過年度還付金及び還付加算金等の財源として、前年同様300万2,000円を計上しました。

10款諸収入の主な内容は、58ページの3款1目介護サービス費等貸付金元利収入300万円は、歳出の諸支出金の介護サービス費等貸付金に同額対応するもので、貸し付けを行った場合の元利収入です。

歳入についての説明は以上です。

続きまして、歳出の内訳について説明いたします。

59ページをお願いします。まず1款1項1目一般管理費は1億6,721万1,000円で、前年度比813万8,000円の増です。ナンバー制導入のためのシステム改修費の増等によるものです。

次に、62ページをお願いします。2項1目賦課徴収費は3,054万7,000円、前年度比976万3,000円の増です。これは第1号被保険者からの保険料賦課徴収に要する事務的経費であり、来年度の保険料改定の周知のための印刷費や郵送費の増により大幅な増となっています。

次の3項1目介護認定審査会費は2,142万5,000円、前年度比23万7,000円の増となっております。

63ページの3項2目認定調査等費は5,405万8,000円、前年度比13万5,000円の減で、これは介護認定に要する事務的経費で、主治医意見書作成手数料や認定調査委託料です。

次に、64ページをお願いします。2款保険給付費は要介護認定を受けた被保険者が利用した介護サービス等に対する保険給付の費用です。保険給付費の総額は170億5,345万9,000円で、前年度比2億5,687万5,000円の増となります。また、この保険給付費は介護保険特別会計の予算総額の95.2%を占めています。地域の高齢化に伴う要介護認定者数の増加や、認定者の重度化により、今後もさらに保険給付費が増加していく状況を踏まえ、第6期介護保険事業計画において今後の給付費を慎重に推計した結果に基づき計上するものです。

項目の内容は、71ページまでの要介護1から5の要介護認定者が利用した介護サービスに対する保険給付の費用の介護サービス等諸費と、77ページまでの要支援1と2の方を対象とした介護予防サービスに対する保険給付の費用、介護予防サービス等諸費、また85ページまでの高額介護

サービスや食費、居住費の負担を補完する特定入所者介護サービスなどの費用を計上したものです。

64ページの1項介護サービス等諸費の主な内容について説明申し上げます。

1目居宅介護サービス給付費は66億3,065万3,000円で、前年度比1,004万円の増です。これは居宅で生活されている方が利用する介護サービスの保険給付費で、保険給付費全体の約38.9%を占めています。こちらも新たな事業計画に基づく事業費推計の結果、微増となったものです。

次の65ページ、2目特例居宅介護サービス給付費は1億1,757万3,000円で、前年度比4,259万7,000円の増です。これは基準該当事業所が提供する短期入所サービス利用に対する保険給付費です。

次に、66ページをお願いします。3目地域密着型介護サービス給付費は23億6,954万3,000円で、前年度比3億1,320万1,000円の増です。住みなれた地域での生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、グループホーム等のサービスが対象となっています。

67ページをお願いします。4目特例地域密着型介護サービス給付費は6,000円の計上です。

5目施設介護サービス給付費は56億212万4,000円で、前年度比1億8,672万5,000円の減です。これは介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設の利用に対する保険給付費で、保険給付費全体の約32.9%を占めます。

次に、68ページをお願いします。6目特例施設介護サービス給付費は6,000円の計上です。

7目居宅介護福祉用具購入費は1,646万1,000円で、前年度比508万3,000円の増です。

69ページ、8目居宅介護住宅改修費は3,789万4,000円で、前年度比64万1,000円の減です。

70ページ、9目居宅介護サービス計画給付費は6億4,744万5,000円で、前年度比2,880万2,000円の増で、居宅介護サービス利用者のケアプラン作成等に係る保険給付費です。

次に71ページをお願いします。10目特例居宅介護サービス計画給付費は6,000円の計上です。

72ページをお願いします。2項介護予防サービス等諸費ですが、給付の内容は認定者のうち介護度が要支援1と2の被保険者が利用した介護予防サービスに対して保険給付するものです。介護予防サービス費全体では7億1,927万6,000円で、前年度比4,685万5,000円の増です。

1目介護予防サービス給付費は5億9,327万7,000円で、前年度比3,267万7,000円の増です。

2目特例介護予防サービス給付費は89万2,000円で、事業費推計により493万6,000円の減です。

次に73ページをお願いします。3目地域密着型介護予防サービス給付費は3,321万9,0

000円で、昨年度の給付実績に基づき前年度比859万8,000円の増です。

74ページ、4目特例地域密着型介護予防サービス給付費は6,000円の計上です。

75ページ、5目介護予防福祉用具購入費は369万円で、事業費推計により前年度比158万円の増です。

6目介護予防住宅改修費は1,957万円で、前年度比380万6,000円の増です。

76ページ、7目介護予防サービス計画給付費は6,861万6,000円で、前年度比510万円の増です。

続いて77ページ、8目特例介護予防サービス計画給付費は6,000円の計上です。

次の78ページ、3項1目審査支払手数料は1,366万3,000円で、前年度比93万5,000円の減です。これは介護サービス提供事業者からの費用請求並びに支払いに係る審査支払手数料で、長野県国民健康保険団体連合会に支払うものです。

79ページの4項1目高額介護サービス費と、80ページの2目高額介護予防サービス費ですが、これは介護サービス等を利用すると1割の利用者負担があり、その額が世帯単位で一定額を超えた場合に支給するもので、1目と2目は介護度により区分されています。1目は要介護1から5の認定者が対象で2億6,663万4,000円、前年度比2,566万2,000円の増です。

次の80ページ、2目は要支援1と2の認定者が対象で、24万4,000円、前年度比1万9,000円の増です。

5項1目高額医療合算介護サービス費と81ページ2目高額医療合算介護予防サービス費は、介護と医療の両方を利用した1年間の利用者負担金のうち、既に支給されている高額サービス費等を除いた額を合算した上で、一定額を超えた金額について介護保険分と医療保険分を案分して、おのおのの保険者が支給するものです。

1目の高額医療合算介護サービス費は2,958万1,000円で、前年度比341万4,000円の減です。

次の81ページ、2目の高額医療合算介護予防サービス費は21万円で、前年度比4万円の減です。

次に82ページをお願いします。85ページまでの6項特定入所者介護サービス等費は施設等の食費、居住費が保険給付の対象外となったことによる低所得者対策としての補足給付分です。

1目特定入所者介護サービス費は、要介護1から要介護5の利用者に対する給付費で、5億9,906万6,000円、前年度比2,333万2,000円の減です。

83ページ、2目特例特定入所者介護サービス費は、要介護1から5の基準該当サービス利用者に対する給付費分、230万8,000円の計上です。

84ページの3目特定入所者介護予防サービス費は、要支援1と2の利用者に対する給付費で、69万6,000円の計上です。

85ページの4目特例特定入所者介護予防サービス費は、要支援1と2の基準該当サービス利用者に対する給付費で、7万円を見込みました。

次の86ページ、4款1項1目介護給付費準備基金積立金は5,501万1,000円で、保険料の給付費負担余剰分と介護給付費準備基金の運用利子分を計上しました。

次に89ページまでは、5款地域支援事業費となります。要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化していくための事業で、介護予防を中心に介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の三つの事業を実施するものです。

第6期事業計画の保険給付費から求める算定基礎の3%を上限として行う事業で、市町村または各地域包括支援センターへの委託により実施している事業です。また利用者が必要とする適切な介護サービスを提供するとともに、不適切な給付を抑制するため、任意事業において介護給付の適正化事業を実施しています。なお、地域支援事業の総合事業への移行につきましては、平成29年4月からとなりましたので、今年度の事業内容に大幅な変更はありません。事業費全体では5億2,034万2,000円、前年度比1,487万円の増です。

まず86ページの1項1目二次予防事業費は1億6,215万2,000円を委託料として計上しました。この事業は基本チェックリストをもとに対象者を把握するとともに、介護予防や重症化防止の施策を行います。

87ページ、2目一次予防事業費は5,238万1,000円です。この事業は元気な第1号被保険者全ての方を対象に、介護予防に関する知識の普及、啓発や地域活動の育成、支援を実施するもので、予防事業の充実のための施策を行うものです。

88ページの3目総合事業費精算金は、圏域以外の保険者が行う総合事業にかかわるサービスを当圏域の被保険者が住所地特例の形で利用した際に他保険者との精算が必要となるため、新たな科目を設けるもので、初年度の利用見込みとして1,000円を計上しました。

次に2項包括的支援事業・任意事業費ですが、まず1目の包括的支援事業は、地域包括支援センターにおいて高齢者が要介護状態となることを予防するために必要な援助を行うもので、2億1,267万2,000円の計上です。この事業は介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業、包括的継続的マネジメント事業の4事業で、前年度比757万1,000円の減です。

続きまして89ページ、2目の任意事業費は9,313万6,000円のうち、市町村への委託事業は8,977万3,000円の計上です。この事業は介護支援事業や成年後見制度利用の支援、介護相談員派遣事業等、高齢者が地域において自立して日常生活が送れるよう支援するための事業です。また、介護給付等費用適正化事業は336万3,000円の計上で、介護給付の適正な運営のため、適正化支援システム等を活用して事業を実施します。

次に90ページをお願いします。6款1項1目利子は、介護給付費準備基金積立金を月々の保険給付費の支払いのための資金として一時的に運用する際の振りかえ運用利子として75万6,000円を計上するものです。

7款の諸支出金は総額で600万2,000円の計上です。主な内容としましては、1目第1号被保険者保険料還付金として300万円を計上するとともに、3目介護サービス費等貸付金に30

0万円を計上し、こちら先ほど歳入の諸収入で説明申し上げましたとおり、介護保険条例第4条による保健福祉事業として介護サービス等に係る費用を支払うことが困難な被保険者に対して、その費用を支払うための資金貸し付けを行うもので、前年と同額の計上です。

91ページ、8款1項1目予備費は、前年度と同額です。

92ページ以降につきましては給与費明細書で、特別職、一般職の給与費、職員数等について記載してあります。

また、98ページは介護保険に係る関係市町村の負担金の内訳であります。

議案第13号の説明は以上です。

最後に、議案第15号 平成27年度諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について説明申し上げます。

123ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出の総額をそれぞれ1,702万5,000円と定めるものです。予算の内容につきまして、事項別明細書により説明申し上げます。

126ページをお願いいたします。歳入の総括ですが、三つの款の歳入合計は1,702万5,000円で、前年度対比3,205万円の減となっています。

次に、127ページの歳出ですが、二つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は1,388万6,000円で、基金の運用益を充てています。

128ページをお願いいたします。歳入の内訳ですが、2款財産収入1項1目利子及び配当金は、基金の運用益です。

3款繰越金は313万7,000円です。

4款諸収入は預金利子及び雑入で、前年と同額です。

次に129ページをお願いいたします。歳出の内訳ですが、1款1項1目のふるさと振興事業費は1,690万5,000円で、前年度比295万円の増です。

事業ごとの主な内容について説明します。まず、ふるさと振興事業費ですが、諏訪圏域の人口減少に歯どめをかけ少子化対策、若者定住促進を図ることを目的とし、毎年着実な実績を残しております婚活支援事業のイベント等の委託料365万円を計上しました。さらに諏訪圏域の健康づくり、スポーツ振興に寄与することを目的に、圏域を代表する選手が出場する大会への補助金50万円を計上しました。

次に、情報ネットワーク推進事業費ですが、エルシーブイFM広報の委託料として570万3,000円を計上しました。また、国と広域連合を結ぶネットワークLGWANサーバーが更改時期を迎えることから、更改委託料395万1,000円、保守委託料38万1,000円を計上しました。

130ページの防災対策事業費ですが、緊急災害時におけるエルシーブイFMサイマル放送施設整備委託料として48万5,000円を計上しました。

生活環境整備事業費ですが、昨年に引き続き、圏域内住民の環境美化に対する意識の高揚を目的に、諏訪圏域内公共施設に花の配布を行うための原材料費83万円を計上しました。

131ページの予備費は前年度同額です。

議案第15号の説明は以上です。

これで、私からの消防関係を除きます議案の補足説明を終わりにさせていただきます。

**小平吉保護長** 消防長。

**佐久卓消防長** それでは、私から消防に関する承認案1件、認定議案2件につきまして補足説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて。御承認をお願いいたします専決処分につきましては、平成26年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第3号）についてであります。

この内容は、人事院勧告に伴う人件費の不足及び御嶽山噴火災害に伴います時間外勤務手当並びに旅費の不足、また指令台撤去に伴う修繕料が不足し補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年12月19日に専決処分させていただいたものでございます。

1ページをお願いいたします。予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ739万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,971万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページに第1表歳入歳出補正予算として記入させていただいておりますので、お願いいたします。

補正予算の内訳につきましては、事項別明細によりまして御説明申し上げますので、3ページをお願いいたします。

初めに歳入でありますが、5款1項1目繰越金へ739万1,000円を補正するものでございます。茅野消防署繰越金へ576万6,000円、下諏訪消防署繰越金へ92万9,000円、原消防署繰越金へ69万6,000円を計上したものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款消防署費1項岡谷消防署費、補正額の財源内訳の保険金収入14万6,000円は、平成26年第3回諏訪広域連合議会におきまして御承認いただきました諏訪広域連合諏訪広域消防特別補正予算（第2号）における保険金収入を一般財源より特定財源へ振りかえるものでございます。

次に、2款消防署費3項茅野消防署費へ576万6,000円の増額補正をいたしたもので、その内訳につきましては2節給料へ243万5,000円、3節職員手当等163万2,000円、4節共済費へ169万9,000円、いずれも人事院勧告に伴う人件費の不足額を計上したものでございます。

次に、2款消防署費4項下諏訪消防署費へ92万9,000円の増額補正をいたしたもので、その内訳につきましては3節職員手当等へ19万5,000円、おめぐりいただきまして5ページ、9節旅費へ6万9,000円、いずれも御嶽山噴火に伴う時間外勤務手当及び旅費の不足に伴うも

のでございます。

1 1 節需用費 6 6 万 5, 0 0 0 円につきましては、通信指令室改修に伴う修繕料を計上したものでございます。

次に、2 款消防署費 6 項原消防署費へ 6 9 万 6, 0 0 0 円の増額補正をいたしたもので、その内訳につきましては 2 節給料へ 2 3 万 5, 0 0 0 円、3 節職員手当等 1 6 万 2, 0 0 0 円、4 節共済費へ 2 9 万 9, 0 0 0 円、いずれも人事院勧告に伴う人件費の不足額を計上したものでございます。

6 ページ以下 7 ページに給与明細書がございますが、所定の書式によりお示ししてございますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

以上で説明終わりますが、よろしく御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第 7 号 諏訪広域消防一元化に伴う諏訪広域連合関係条例の一部改正について御説明申し上げます。

第 1 条、諏訪広域連合に諏訪広域連合の事務所の所在する市町村の条例を準用する条例の一部改正についてでございます。改正の理由でございますが、諏訪広域消防一元化に伴い、消防職員は諏訪広域連合の身分に移管され統一された身分となることから、本条例のただし書きの該当がなくなり、改正いたすものでございます。

改正の概要であります。本則、ただし書きを削除するものでございます。

それでは改正の内容について御説明いたします。

現行、各消防署の職員は市町村からの派遣を受けているため、分限、懲戒、旅費、勤務時間及び休暇等につきましては派遣市町村の各条例を準用しておりましたが、平成 2 7 年 4 月 1 日以降身分が連合職員に移管され統一されることから、ただし書き以下を全て削除し例規整備を図るものでございます。

続きまして第 2 条、諏訪広域連合一般職員の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。改正の理由であります。諏訪広域消防一元化に伴いまして、消防職員は諏訪広域連合の身分に移管され統一された身分となることから、派遣市町村ごと異なる内容及び支給額であった諸手当について統一を図る必要が生じたため、改正いたすものでございます。

改正の概要でございますが、別表を改めるものでございます。

それでは改正の内容について御説明いたします。現行の各消防署の職員は市町村からの派遣を受けているため、出動手当等の業務施行にかかわる諸手当の支給につきましては派遣市町村ごと支給内容、支給額が異なっておりましたが、平成 2 7 年 4 月 1 日以降、身分が連合職員に移管され統一されることから、支給内容、支給額を同一のものとし、別表に示すものでございます。

続きまして第 3 条、諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。改正の理由であります。現在の諏訪広域消防本部及び岡谷消防署が併設されております消防庁舎の新築移転に伴い位置の変更が生じたことと、諏訪広域消防一元化により現行の各消防署の管轄区域を改める必要が生じたため改正いたすものでございます。

改正の概要であります。本則第 3 条表中及び別表中の住居表示を改めるとともに、別表の一部

を削除するものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。現行、岡谷市幸町8番1号の所在する諏訪広域消防本部及び岡谷消防署庁舎が、岡谷市加茂町一丁目2番6号に新築移転することから、住居表示を改めるものでございます。また、一元化により効率的、効果的に消防署を運用し、市町村の枠を越えた出動体制とするため、これまで消防署ごとの定められていた管轄区域の表記を削除するものでございます。

次に、附則でございしますが、この条例は平成27年4月1日から施行することとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計について補足説明いたします。

平成27年度予算につきましては、平成27年4月諏訪広域消防一元化に伴いまして消防体制の充実強化を図り、住民の安全・安心を確保すべく実効性のある事業を創意と工夫により計上することができたものと考えております

それでは、予算書99ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,811万円と定めるものでございます。

第2条地方債は、地方自治法第230条1項の規定により定めたものであります。102ページをお願いいたします。第2表水槽付消防ポンプ自動車整備事業及び衛星系防災行政無線設備更新工事費といたしまして、限度額5,010万円といたしております。

99ページにお戻りください。

第3条は、地方自治法第235条第2項の規定により一時借入金の借入最高額を4,200万円と定めたものであります。

それでは、予算の内容につきまして事項別明細によりまして御説明申し上げます。103ページをお願いいたします。

平成27年度の予算につきましては、消防一元化に伴いこれまで消防本部費及び消防署費という形にあったものを、全体を消防費としてまとめておりますことから予算科目の設定が変更となり、予算上におきまして前年度比と比較できない形となっております。主な部分の前年度比につきましては口頭のみのお説明とさせていただきますが、よろしくお願いをいたします。

1、総括。歳入の総額でございしますが、1款から7款までの歳入合計は22億4,811万円の計上でございます。前年度比4億405万3,000円、15.2%の減であります。

104ページをお願いいたします。歳出であります。1款から3款までの歳出合計は歳入合計と同額となっており、このうち特定財源は1億4,920万4,000円で、歳出総額に占める割合は6.6%となります。

105ページをお願いいたします。2、歳入について御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1項1目負担金は20億9,890万6,000円の計上で、前年度比2億4,631万3,000円、11.7%の増であります。

内訳でございますが、1節消防費負担金は19億125万2,000円の計上で、関係市町村負担金でございます。

2節公債費負担金は9,173万9,000円の計上で、本部公債費及び各署の公債費でございます。

3節その他負担金は1億591万5,000円の計上で、高速自動車国道救急業務支弁金及び退職手当特別負担金でございます。

2款使用料及び手数料1項1目消防手数料は、116万1,000円の計上で、26年度実績を勘案し計上しております。

4款県支出金1項1目県委託金は8万9,000円の計上で、県からの移譲事務に基づく特例処理事務交付金でございまして、25年度の処理実績を勘案し計上しております。

106ページをお願いいたします。5款繰越金は9,352万5,000円を計上いたしました。

6款諸収入1項1目雑入は432万9,000円の計上で防火管理講習会受講料、衛星系防災行政無線の整備にかかわる長野県市町村振興協会からの補助金でございます。

7款連合債1項1目消防債は5,010万円の計上で、水槽つき消防ポンプ自動車の購入及び衛星系防災行政無線の整備にかかわる消防施設整備事業債でございます。

107ページをお願いいたします。3、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

1款消防費1項総務管理費1目一般管理費につきましては19億5,114万7,000円の計上で、職員の人件費、研修費等の職員管理にかかわる経費について計上しております。

3節職員手当等、4節共済費につきましては、消防職員の身分を市町村の職員から広域連合への職員へ移管することに伴い増額となっております。

9節旅費は、職員研修計画を新たに策定しまして、各種研修の旅費にかかわる経費を計上しております。

12節役務費では、身分移管に伴う全職員の健康診断及び肝炎検査等の手数料が増額となっております。

19節負担金補助及び交付金は、職員の資格取得及び人間ドックにかかわる負担金が増額となっております。

108ページをお願いいたします。1款消防費2項常備消防費1目常備消防費は1億4,650万8,000円の計上で、消防本部及び各消防署における消防活動にかかわる経費を計上しております。

11節需用費は、新消防庁舎及び消防指令センターにかかわる光熱費を計上いたしました。

109ページをお願いいたします。12節役務費の通信運搬費は、消防指令センターの通信料を計上しております。

1 4 節使用料及び賃借料は、OA機器の借上料その他使用料として、消防指令センターにおける各種利用料等を計上しております。

1 8 節備品購入費は、購入品を削減し減額としております。

1 1 1 ページをお願いいたします。1 款消防費 2 項常備消防費 2 目消防施設費は5, 6 7 1 万6, 0 0 0 円の計上で、消防施設等の整備にかかわる経費を計上しております。

1 5 節工事請負費ですが、茅野消防署に設置されている自動火災報知設備に音響装置を設置する経費、衛星系防災行政無線の更新工事に係る経費等を計上しております。

1 8 節備品購入費は、富士見消防署に配備予定の水槽つき消防ポンプ自動車の整備費用を計上しております。

次に、2 款公債費であります。1 1 1 ページ以下1 1 4 ページにそれぞれお示ししてございますのでごらんいただき、説明は省略させていただきます。

1 1 4 ページをお願いいたします。3 款予備費は2 0 0 万円の計上で、前年度と同額であります。

1 1 5 ページ以下1 2 0 ページに給与費明細書、1 2 1 ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。それぞれ所定の書式によりお示ししてございますのでごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

1 2 2 ページをお願いいたします。平成2 7 年度関係市町村負担金内訳を記載したものでございまして、ごらんいただくとおりでございますのでよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

**小平吉保議長** これより承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成26年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第3号））についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 御異議ないものと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより承認第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 御異議ないと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

これより議案第1号から議案第15号までの15議案について、順次質疑を行います。

まず、議案第1号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めるについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、質疑はありませんか。金井敬子議員。

**19番金井敬子議員** 本議案は介護保険料の改定の内容であります。1点確認させていただきたいのは第5条の(1)、これは区分でいえば第1区分に値する保険料の記載というふうに理解をするわけですが、過日、保険料についての見通しについて諏訪市において説明を受けた経過がございます。そのときに配付いただいた介護保険料の所得段階区分の設定の表によれば、第1区分の保険料は2万5,680円という記載だったかと思えます。その額とこの議案の記載の2万8,890円の差についてはどのように理解すればいいのか教えてください。

**小平吉保議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは御質問にお答えをしたいと思います。今御質問ありましたように、5条ではそれぞれの段階区分における保険料率を定めておりますが、第1段階の2万8,890円につきましては、軽減前の金額ということになっております。

では、先ほど議員さんのほうからお話ししました金額にするにはということなんです。3ページをごらんいただきたいと思いますが、済みません、2ページの一番最後になります。第2項が定められておりますが、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者、これが今御質問いただいた方になりますが、これについては軽減が見込まれております。それについてはまだ基準省令が公布されておらず、国のほうからそれについては年度内に間に合わないかもしれないという情報をいただいておりますので、ここにありますように別に規則で定めてまいりたいということでありまして、最終的に軽減をした金額が以前御説明をさせていただいた金額になると、そういう内容であります。以上です。

**小平吉保議長** 金井敬子議員。

**19番金井敬子議員** そうしますと、軽減分についてはこれから規則で定めるということであり、今の説明でありましたら4月1日の施行日には間に合わないかもしれないということですが、それでは国から示されたものをもとに定めた規則によって、4月以降にずれ込んだ場合には4月にさかのぼって適用するという理解をしてよろしいのかお聞きしたいと思います。

それから、この介護保険料についてはこれまでの行われた実態調査でも特に区分の少ない層の方たちからはもういっぱいいっぱいだよというような傾向が読み取れたかと思うのですが、そのことに対する配慮、どのように広域では、特に低所得者層についての負担増をなるべく抑える努力をさ

れたのか、この点について確認をさせていただきたいと思います。

**小平吉保議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、1点目の適用日につきましては、お話しいただきましたとおり施行日を4月1日以降になりましても適用は27年4月1日からの適用ということで考えていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

また、今、低所得者への保険料設定の中の配慮の部分であります。今回、当初消費税導入に伴って段階区分のほうが当初、新3段階以下の適用見込みでありましたが、消費税増の延伸に伴いまして今回、第1段階の皆さんの軽減を図ることになりましたが、今回は低所得者、今お話しいただいた低所得者に配慮するために基準よりも第2段階、第3段階の皆さんについては料率を下げきております。また、消費税が導入される見込みの平成29年度に向けましても、1号から3号の皆さんについては軽減を図っていくということで、低所得の皆さんには配慮した率を設定していただいたということでもあります。以上です。

**小平吉保議長** そのほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**小平吉保議長** 次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**小平吉保議長** 次に、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。金井敬子議員。

**19番金井敬子議員** 先ほどの説明の中では、制度の見直しや利用定員の見直しが行われたことによるという説明がございました。特に3ページ等の表で登録の定員、利用定員の定めがあって、これはサービスを受ける側からすると、事業所が受け入れてくれる人数がふえることによってサービスの提供の機会がふえるのでありがたいことかな、うれしいことかなという感もあるのですが、ここで伺いたいのは、事業者側の受け入れる側の職員の体制等の定員の定めがあるのかないのかということです。つまり、同じ職員、同じ施設の規模で定員をふやすことによって、かえって受けられるサービスの質の低下が起きるのではないかという懸念があるのですが、その点についての考え方をお示してください。

**小平吉保議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** 今、御質問いただきました小規模多機能居宅介護に係る登録定員と利用定員のほうがごらんいただきます表のとおり変更となっております。これについては、事業所が新たな定員をどこに設定するか、新規の方はこの29までですし、既存で営業している事業所さんについてはこの29までふやすことができますので、今お話あったように定員をふやしていく場合には、それに係るスタッフの増員等も検討しなければならないということになるかと思ひます。

特に、質の低下の部分については、非常に厳しい職員数の中で定員をふやしていった場合にですね、非常に厳しい勤務体制ということになります。そこにつきましては地域密着の事業所ですので、定期的開催されます事業所運営推進会議の中で事業運営報告とスタッフの報告がございます。その中で質の低下が起こらないように推進会議の中で確認をしてみたい、そんなふうに考えております。以上です。

**小平吉保議長** 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** それでは次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第7号 諏訪広域消防一元化に伴う諏訪広域連合関係条例の一部改正について、質疑はありませんか。望月克治議員。

**2番望月克治議員** 手当が変わるんですけども、このことは職員全員が理解して納得しているのでしょうか。

**小平吉保議長** 消防長。

**佐久卓消防長** ただいまの御質問でございますが、消防職員に全員に御説明させていただきまして、御理解いただいているところでございます。よろしく申し上げます。

**小平吉保議長** そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第8号 平成26年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。金井敬子議員。

**19番金井敬子議員** 歳出の4ページで、総合福祉基金積立金に1,000万積み増しをしております。この基金については1年前の議会で恋月荘を廃止するに当たってつくった基金なんですが、今後恋月荘に派遣する職員の共済費等の負担分に充てていくという旨の答弁をいただいているわけなんですが、今後のこの基金の活用については現段階ではどのようにお考えでしょうか。また、現在の基金の積立金が幾らになったのか、お聞きをしておきたいと思っております。

**小平吉保議長** 事務局長。

**河西秀樹事務局長** それではお答えします。総合福祉基金を設置いたしました。この総合福祉基金につきましては、恋月荘の廃止に伴う繰り越し等をですね、積み立てるということで条例を設置しての基金設置となりました。

今後の使い道といいますか、につきましては、まずは派遣職員の人件費等連合が負担しなければならぬ部分がありますので、厚生連が負担していただく分もありますけれども、連合が共済費等で負担する部分がありますので、そちらの財源に充てるということになります。そのほかにつきましては、広域連合の福祉にかかわる事業に使えるということで規定しておりますので、そういった

事例があれば今後使われるということになるかとは思いますが。

今回積み増しをしまして、当初予算が1,581万1,000円で、1,000万円積み増ししましたので、最終積立額は1億6,081万1,000円となります。以上です。

**小平吉保議長** そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第9号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第10号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。金井敬子議員。

**19番金井敬子議員** 済みません、歳出の4ページです。介護保険の制度改革に伴うシステム改修の事業費の補助金を受けてのという説明がありました。この制度改革については27年4月を予定している介護保険の改定というふうに理解をしてよろしいでしょうか。

それから、積み立て介護給付費準備基金に若干積み増しがありますが、26年度末のこの基金の残高見込みが幾らになるか教えてください。

**小平吉保議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、最初の御質問の制度改革のシステム改修の関係であります。これにつきましては、この4月1日以降の制度改革に対応するシステム改修費ということで準備を進めております。

また、2点目の関係であります。もう一つの基金残高であります。今3億8,000万円を見込んでおります。以上です。

**小平吉保議長** そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第11号 平成27年度諏訪広域連合一般会計予算について、質疑はありませんか。望月克治議員。

**2番望月克治議員** 8ページですね、総合福祉基金の繰入金があるんですが、これが派遣する職員の共済費とか給与分の金額ということでよろしいですか。毎年これだけ出ていくと認識すればよろしいんですかね。

**小平吉保議長** 事務局長。

**河西秀樹事務局長** そのとおりで、総合福祉基金をこれで取り崩すということです。それは恋月荘への派遣職員の共済費等に必要な額がこれだけ見込まれるということで、これを繰り入れるということになります。

**小平吉保議長** そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第12号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算に

ついて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第13号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について、質疑はありませんか。金井敬子議員。

**19番金井敬子議員** 済みません、53ページ、歳入の関係市町村負担金について伺います。このうちの保険給付費関係負担金については先ほどの説明の中にもございましたが、負担割合が変更されています。既にそれぞれの市町村の3月定例会において議案として上程されて審議がされております。

そもそも諏訪広域連合で介護保険を開始するに当たっては人口割100%で開始されたもので、それぞれ高齢化率も違うし人口も違う市町村が一緒になって介護保険制度の運営を始めるものの、小さいところの自治体は大きいところが補いながらということが始まった経過があるはずで、それについては考え方の基本は変わっていないよというようなことを私は下諏訪の議会では一応お聞きはしたのですが、それぞれの議会でもどのような議論がされて、この予算計上に至っているのか。それぞれの市町村の議会で出た意見については、広域としてどのように把握をし、理解をしているのかお聞きしておきたいと思います。

**小平吉保議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** 今回のその負担割合の変更につきましては、お話ありましたように見直しをさせていただきまして、市町村負担金のほうを予算計上をさせていただいております。そんな中で今お聞きしている議会でのお話では、今、当初にありました6市町村が一緒に介護保険を運営していくについて、給付費の負担割合についてはそれぞれがお互いに助け合う部分を持つての運営ということになっております。その部分の考え方は、この見直しの検討の中でも変わっていない部分かと思っております。

そんな中でも、あと負担割合がどんなふうになるのかという御心配をいただいているような御意見もお聞きをしていますので、次期の見直しということもありますが、その中でその状況を十分考慮して検討をしていただくことになろうかと、そんなふうに考えております。以上です。

**小平吉保議長** そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第14号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について、質疑はありませんか。望月克治議員。

**2番望月克治議員** 無線の統一というか、統一化されて1カ月近くなるんですけども、順調に進んでいるのか、何か変化はないのか。出動区域が先ほどもお話、常備消防のところでお聞きするんですけどもね、出動区域が今までのように市町村に限らずに近いところに行くようになった結果、それぞれの署によって出動回数に変化があったりということもちょっと聞いているんですけども、そういうことがあるのか。今後そういうことがあるとすれば、均等化していく方向に向かうのか、そのまま出動回数に差があるまま動かしていくのか。対応なども考えているのかお聞かせください。

**小平吉保議長** 消防長。

**佐久卓消防長** ただいまの御質問でございますけれども、2点ほど御質問いただいたかと思ます。無線の運用等につきましては、管轄区域が外れましても特に影響なく運用しているという状況でございます。また活動に際しましては、現在諏訪広域全体、諏訪圏域全体ですね、全体を諏訪広域消防で守っていくということと、あわせて時間の短縮を図ること等を兼ねまして、一番の直近の緊急車両が災害の現場に向かう形になっておりますので、一概にどこの消防署がどこどこという形ではなく、とにかく一番近い消防車両が現場に向かうという体制で行っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

**小平吉保議長** 望月克治議員。

**2番望月克治議員** 例えばですね、西部分署でいいますと、今まで茅野の圏内をやっていたわけですが、あそこ諏訪が近いですよ、もうすぐ諏訪になってしまうので、今まで行かなかった諏訪にも出動するということになります。茅野の本署でいいますと、原村のほうに近い部分もありますね、山田だとか、そういうところになると原が出てくると。そういうことによって出動回数が今までと違ったり、どこかに負担がかかっているということはないですか。

**小平吉保議長** 消防長。

**佐久卓消防長** 出動区域につきましては各署所、どこで災害が起こるかちょっとわからない部分がございますけれども、先ほどもちょっとお話し申し上げましたけれども、一番近い緊急車両が現場に向かうということが一番の条件でございます、どこの署所がどのくらい、また管轄区域外に出動しているからどうのという部分ではなく、諏訪広域消防全体での見方で対応しておりますものですから、例えば今回の西部分署にいたしますと、当然諏訪市に本当に近い部分もございまして、諏訪の消防署と西部分署の間の間隔を見ますと、諏訪の部分にかかる部分、こちらもございまして。そういった部分にありましては一番直近という形で時間の短縮を図る中で住民のその安全・安心の部分を含めまして対応させていただいているということでございまして、どこの署所が多い、または今後職員の入れかえ等もございしますものですから、対応についてはその中で対応しているということでございます。よろしくお願いをいたします。

**小平吉保議長** そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** 次に、議案第15号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**小平吉保議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第7号、議案第11号のうち所管部分、議案第14号及び議案第15号を。福祉環境委員会に、議案第1号から議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号のうち所管部分、議案第12号、議案第13号をそれぞれ付託いたします。

---

小平吉保議長 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

小平吉保議長 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時29分

## 平成27年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

平成27年3月27日（金）

午前10時00分 開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるについて
- 日程第 3 議案第 2号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めるについて
- 日程第 4 議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7号 諏訪広域消防一元化に伴う諏訪広域連合関係条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8号 平成26年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 9号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第10号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第11号 平成27年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

~~~~~

本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1 | 一般質問 | ページ | ページ |
|-----|----|------|------|---------------|
| | 1番 | 金井敬子 | … 44 | 2番 大久保功身 … 50 |
| | 3番 | 望月克治 | … 52 | 4番 森山 広 … 56 |

5番 今井秀実 … 60

日程第 2～日程第16

議案第1号から議案第15号まで15件一括議題

議案第7号、議案第11号のうち所管部分、議案第14号及び議案第15号 総務消防委員長報告

議案第1号から議案第6号、議案第8号から議案第10号、議案第11号のうち所管部分、議案第12号、議案第13号 福祉環境委員長報告

議案第1号から議案第15号まで15件各質疑、討論、採決

閉 会

〇出席議員（21名）

議席		議席	
1番	宮坂武男	2番	望月克治
3番	両角昌英	4番	大久保功身
5番	小平吉保	6番	加々見保樹
7番	織田昭雄	8番	水野政利
9番	宮下和昭	10番	増澤義治
11番	藤森守	12番	森山広
13番	今井康喜	15番	今井秀実
16番	共田武史	17番	齋藤美恵子
18番	中村奎司	19番	金井敬子
20番	中山透	21番	小池和男
22番	小平雅彦		

〇欠席議員（1名）

14番 武井富美男

〇説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	山田勝文	副広域連合長	今井竜五
副広域連合長	柳平千代一	副広域連合長	青木悟
副広域連合長	小林一彦	副広域連合長	清水澄
監査委員	北原國男	事務局長	河西秀樹
会計管理者	湯沢広充	企画総務課長	橋爪誠
情報政策課長	永田賢二	介護保険課長	原田初秋
八ヶ岳寮寮長	田村茂正	消防長	佐久卓
消防本部総務課長	宮澤清人	岡谷市広域担当課長	山岸徹

諏訪市広域担当課長 木 島 清 彦 茅野市広域担当課長 小 池 徹
下諏訪町広域担当課長 山 田 英 明 富士見町広域担当課長 植 松 佳 光
原村広域担当課長 日 達 章

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書      記      長   松 崎      寛                      企画総務課総務係長 国 枝 准 也  
書                      記   武 居 靖 彦

~~~~~

第1回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 （ 2 - 2 ）

開議 午前10時00分

閉会 午後 0時39分

（傍聴者 なし）

開 議 午前10時00分

小平吉保議長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は21名であります。

○日程第 1

一般質問

小平吉保議長 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。金井敬子議員。

19番金井敬子議員 おはようございます。議席19番、金井敬子です。通告に従い、介護保険について質問させていただきます。

最初に、第6期介護保険事業計画案における介護保険施設等整備についてです。

計画案に示された施設整備数は地域住民の実態やニーズと乖離しているのではないのでしょうか。特に特養170床は、素案の段階からは5床ふやしていただいていると昨日の全協でお聞きしましたが、直近の特養待機者数は811人、この数からして少ないのは誰の目から見ても明らかではないのでしょうか。この点に関してはパブリックコメントの結果概要における広域連合の考え方として、特養待機者と高齢者実態調査の施設入所希望者から要介護度や在宅、老健、病院などの所在、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯などの世帯状況、年金受給額などの状況に基づき、緊急性や個々に適した施設などを考慮した上で必要整備数を見込むこととし、さらに高齢者人口がピークを迎える平成37年を視野に計画的な整備を進めます。なお、整備年度は介護人材の需給を考慮し、第6期の後半を見込んでいますというものです。

ことし8月から特養の多床室の利用者自己負担がふえてしまいます。現行、自己負担のない特養の多床室の室料相当、いわゆる居住費を1日当たり470円、利用者に負担してもらうというものです。このことによって、低所得者にとってますます特養入所が困難になってしまうのではないかと大変心配になるところですが、見込み数算定において低所得者層が最初からはじかれてしまっ

いることはないでしょうか、お聞きします。

また、認知症対応型共同生活介護整備数はゼロとなっていますが、高齢化に伴い認知症患者数も上昇、団塊の世代が全員75歳以上になる10年後には675万人、約5人に1人に達する推計を厚労省が発表していますように、認知症の方が今後も増加することや特養への入所が特例を除いて要介護3以上の方に限られてしまうことにより、グループホームがその受け皿となり得ることを考えれば施設整備が必要と考えられるのではないのでしょうか。お考えをお聞きします。

次に、介護保険料についてお聞きします。

今でも介護保険料は高く大変の声は少なくなく、厳しい経済状況が続く中、基準額12.6%の引き上げは被保険者にとって深刻です。保険料上昇を抑えるために、1から3段階までの低所得者層については別枠の公費負担による軽減措置がとられるということではありますが、第2から第3段階では保険料は現行より軽減策をとっても上がってしまうことに変わりはありません。8,000万円の介護給付費準備基金からの繰り入れがされるわけですが、それ以上の繰り入れはできないでしょうか。

あわせて第5期の際には8,100万円余りが繰り入れられた県の財政安定化基金交付金の繰り入れは、残念ながら今回はないとのことですが、この県の基金の現状をお聞きしたいと思います。

最後に、4月に実施される介護報酬改定の影響についてお聞きします。

予定されている介護報酬の引き下げ幅はマイナス2.27%ですが、介護労働者の処遇改善の加算を含んでおり、その上乘せ分を除けば4.48%もの大幅な引き下げです。そしてその引き下げの中身は予防通所で20%、特養短期入所の多床室で10%以上、デイサービスの小規模でも10%近い削減となっています。他の事業でも軒並み5%前後の削減で、現在でも約3割が赤字という介護事業所の経営を直撃することは必至で、これでは事業をやめろと言わんばかりの引き下げではないかとの声が各所から湧き起こっています。

下諏訪で運営している特養天白でも、これまでの実績への当てはめで大幅な収入減が試算されています。2月に全国老人福祉施設協議会がマイナス会計の影響は全国平均1施設当たり約1,500万円の減収となることや、特別養護老人ホームでは5割近くの施設が赤字に転落という調査結果を公表しています。さらにその結果、最低限の人員での運営を強いられる施設がふえ、サービスの質が低下する危険性があるだけでなく、新たに介護業界を目指す人が減り、今後の介護人材確保がますます困難になる可能性もあるとしています。つまり介護崩壊への大きな一歩になりかねないものです。

当広域連合として、直営運営する施設は既になくなっておりますが、保険者としてサービス提供を求める被保険者に的確な対応をする役目を果たすためには提供できるサービス量の確保は必要不可欠であり、圏域内の民間事業所の今後についても心配いただいて当然と思いますが、今回実施される介護報酬の民間事業所に与える影響をどう捉えていらっしゃるか伺います。それぞれの事業者の皆さんは既に試算等を行っていると思われませんが、それらの情報収集をされていらっしゃるか

れていただきたいと思います。

介護の現場での人材確保も大きな問題となっています。介護職員並びに事業所の確保は、介護サービス提供の根幹にかかわる課題です。パブリックコメントでは人材確保の視点から、必要な介護労働者の概算などだけでも介護保険事業計画の中で検討していくべきではないかと指摘された御意見がありました。これに対し示された考え方は、介護人材の確保については各保険者が積算する介護保険事業量をもとに、長野県が作成する介護保険事業支援計画において位置づけられますと、まるで他人事のようにもとれる回答です。これでは無責任過ぎるのではないのでしょうか。お考えをお聞きし、1回目の質問といたします。

小平吉保議長 広域連合長。

山田勝文広域連合長 それでは私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、施設整備についてでございますが、施設等の整備必要数の算定に当たっては、高齢者の実態調査、またケアマネアンケートの結果、そして特養待機者の状況分析、さらに事業所運営推進協議会の報告状況なども参考に見込んでおります。

まず老人保健施設であります。現在、長野県下10圏域の整備状況と比較しましても、対認定者比でも最も高い整備比率となっております。特に特養の待機者が多く入所している状況から、今後特養の整備が進むにつれ真に老人保健施設の利用が必要な要介護者が利用しやすくなることを見込めるため、第6期計画中には新たな整備を行わないことといたしました。

次に特養の整備数についてであります。平成26年8月現在の待機者829人の方から、特に入所の必要性が高いと思われる在宅で生活されている重度認定者の方、また老人保健施設に入所している単身または高齢者世帯の重度認定者の方、さらには利用料の負担面においてグループホームや有料老人ホームなどに入居が困難と思われる利用者負担段階3段階以下の中度認定者の方を見込んでおり、待機者の生活場所や世帯状況、所得などを考慮をいたしました。また今回の事業計画は2025年を見据えた策定であることから、認定者の推定をもとに将来必要と見込まれる整備数も勘案しております。現在の具体的整備方針といたしましては、低所得者の入所を念頭に多床室と個室ユニット型の整備割合に配慮していきたいと考えております。

次に、認知症対応型共同生活介護の整備であります。第3期計画期間までは不足感があったことから、第4期から第5期計画期間において216床の整備を進めてきた結果、認定者数に占める整備割合は県平均を大きく上回る整備状況となっております。当該サービスに開催が義務づけられ、地域住民や行政職員が出席する運営推進会議の報告においては、待機者はごく少なく、現時点では充足しているとの判断をしておりますが、特養入所が要介護3以上に制限されたことを踏まえ、今後の動向を注視していきたいと考えております。

次に、介護保険料についてでございます。第6期介護保険事業計画の策定に当たり、平成27年から29年における保険料改定につき検討をまいりましたが、大幅な介護報酬の引き下げや一定所得以上の利用者の負担割合の増加など、保険料の低減につながる数々の要因があったものの、1号保険者の給付に対する負担割合の増加、これが21%から22%になったところであります。

これや、急速に進む高齢化に伴う介護給付費の自然増などにより、マイナス要因が全て打ち消され、最終的には基準額で月額5,350円、5期の基準額に対し12.6%の増加による保険料設定となりました。新たな保険料の設定については、国が消費税財源をもって実施する保険料軽減策にあわせ、これまで同様に低所得者に配慮した保険料体系を維持することも柱に、所得段階区分を13段階から14段階にふやすとともに、各段階に隔たりがないように区分を一部変更する等、これまで以上の負担の公平性を目指し、介護保険委員会において慎重に御検討をいただきながら策定を行ってまいりました。

保険料軽減にかかわる基金の繰入額につきましては、一層厳しさを増すと考えられる今後の事業運営を見据え、事業の健全な運営と最大限保険料軽減を図るという観点から検討を行い、全体的なバランスの中で、6期においては8,000万円の繰り入れを行うことを決定いたしました。県の財政安定化基金は、計画を上回る給付費の増や保険料の収納不足などの不測の事態に対応するため、国、県、市町村が3分の1ずつ財源を拠出してつくる基金で、一定額以上の剰余が出たこと、また5期計画において保険料の急激な上昇が見込まれたことなどにより、20億円弱の保険者拠出金のうち9億円を取り崩し各保険者に交付しました。これにより現在10億円程度の拠出残額と30億円程度の貸し付け可能額があると見込まれておりますが、6期分での拠出金の取り崩しによる交付は予定されておられません。

年金収入等が減少する中で、各種社会保障関係の負担がふえて困るという話は、日ごろ電話等によるお問い合わせなどでもいただいておりますので、当広域連合といたしましてはこれからも給付の適正化や効果的な予防事業の実施などを柱にした効率的な事業運営により、保険料上昇の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護報酬改定の影響についてでございます。厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会において、平成27年度から新しい介護報酬について審議がされてきましたが、2月にその結果につき公表がされました。先ほど議員申されましたように、全体の改定率はマイナス2.27%になりましたが、介護職員の処遇改善プラス1.65%、認知症中度への対応分0.56%を含めた上でのマイナス改定となったため、事業を運営する事業者にとりましては実質的にマイナス4.48%もの大幅な報酬引き下げとなっております。利用者負担や保険料の上昇抑制という面から見ると、制度の永続的な運営を見据えた利用者本位の改定であるとも言えますが、大幅なマイナス改定に伴い事業所の運営そのものへの影響も大きいことから、今後の動向や事業所への影響につきましては定期的に開催しております事業所連絡協議会などを通じ聞き取りを行い、慎重に見守っていく必要があると考えております。

今回の改定では三つございまして、1といたしまして中・重度の要介護者や認知症高齢者の対応のさらなる強化、2番目といたしまして介護人材確保対策の推進、3番目といたしましてサービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築、これらの三つの視点から報酬や基準の見直しが行われております。

介護人材の確保につきましては、喫緊かつ社会的要請の強い課題となっていることから、消費税

増税分の活用による新たな財政支援制度が創出され、県に地域医療介護総合確保基金が設置されることになりました。今後、県計画が作成され、当該計画に基づき介護従事者の確保に関する事業が実施されることとなります。また介護職員処遇改善加算につきましても現行の仕組みは維持しつつ、さらなる資質の向上への取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象に、これまで以上の上乗せ評価を実施することとなっております。これらの施策の推進により、地域の介護人材の確保を図るとともに、新たな次期計画期間における各事業所の動向を注視してまいりたいと考えております。私のほうからは以上でございます。

小平吉保議長 金井敬子議員。

19番金井敬子議員 最初に、特養の整備数についてですが、一応説明をいただき理解をするところではありますが、この170という数を算出する段階で最初から特に所得の低い皆さんが排除されていないのか、その点についての確認をお願いします。

それから、保険料の急激な増加を抑えるためにさらに基金からの繰り入れをというところでのお考えを再度お聞きしたいと思うのですが、広域としては最低持っていたい基金保有額は幾らとお考えなのでしょうか。今年度末の介護給付費の準備基金残額は3億8,000万円が見込まれるということをお聞きしました。そこから8,000万円を保険料軽減分として取り崩すわけですが、予算書では年度内に5,500万円基金への積み立てを行うことになっています。そうすると27年度末での基金残高は不測の事態を想定しない限り3億5,500万円となる見込みだと思います。この積み立てを予定している分を、ぜひ保険料軽減のための繰り入れに使えないものか、お伺いしたいと思います。

それから、今後の状況を注視してという言葉が何回か出てまいりましたが、それでは今後保険料やサービス受給者がその負担増に耐えられない状況に陥ったときには、また圏域内の事業者が経営難に陥ってしまったときなど、必要に応じた支援を当広域連合に期待をするところではありますが、そうした支援についての検討を視野に入れていただけるのか、その構えがあるのかどうかお伺いします。

小平吉保議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 それでは、特養の整備に関しての御質問のほうからお答えをさせていただきます。今回、特養の整備の検討を進める中で今、御質問いただきました低所得者への配慮をどう考えていたかという部分ではありますが、連合長のほうからお話ししましたように、いろんな調査の中の数字を分析する中で、一番は在宅で待機をされている方、また年金収入で150万円以下の皆さんを基準に今回の整備量を算定しています。でありますので、今回低所得者の皆さんに当初から配慮をしながら今回の整備数を勘案し数字を確定してきたと、そういう状況でありますので、よろしくお伺いしたいと思います。

また、保険料を軽減するための基金についての考え方ではありますが、第5期介護保険事業計画策定時におきましては、4億の留保を基本的な考え方として運営をまいりました。今回御質問いただきましたとおり3億円の留保をこの時点で考えて第6期を運営してまいりたいというふうに考

えております。御質問いただいた、この27年度で基金に積み立てます5,500万円につきましては、この事業計画3年後の平成29年度につきましては介護保険料が上昇していく分として充てていくための金額になります。保険料は3年間の平均で出ていますので、初年度積み立てた分につきましては最終年度の29年度で基金の取り崩しによって支払いをしていくと、そんな考え方で積み立てをする予定となっております。でありますので、基金の基本的な金額につきましては3億円の中で運営をしていくという考え方で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、3点目の今後の状況についての御質問であります。被保険者の皆さんが介護保険サービスを利用していくについて負担の増の部分がたくさん今回の制度改正のほうで出てきておりますが、その中でもやはり低所得者に配慮した項目が何点か出てきています。それでもなお負担がきつくサービスが利用しにくい方については、今までどおり独自の減免要綱に基づいて負担のほうを軽くしていくことで考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

また、今回の報酬改定に伴っての事業者さんの経営状況についてであります。最初の御質問でいただきました情報収集の部分であります。何事業所かの施設長さんとお話をさせていただいております。そんな中では、やはりどこの事業所も今後のシミュレーションを立てている中で、事業所の中で対応の研究をしているというお話を聞いています。またそんな中でも今回この第6期では人材確保のための賃金の上昇というものをどう考えるかということと、今回の報酬減とあわせて今回加算によるいろんな仕組みが入ってきていますので、その加算をどう利用して運営していくか、その辺のバランスをどうとっていけばいいのかということで研究をしていると、そんなお話をお聞きしております。

今回の報酬改定の減額については、国のほうでは経営実態調査の中の収支差額を見込んだ報酬改定ということになっていきますので、それぞれのサービスごとの事業所の収益率が基本となつての改定となっています。そんな中でもやはり事業所によってはやはり留保している財源といいますが、大きく違っていますので、やはり財源が厳しい事業所さんは御質問のとおりあるかと思ひます。そこについては今後も引き続き状況等を皆さんからお聞きをしまひたいというふうを考えておりますが、その具体的な支援策であります。保険者単独としてですね、支援をしていく仕組みを現在持っておりません。そんな中で当初連合長がお話ししました県の準備基金の中で対応していく、そんなところに保険者として期待をしておりますし、その部分については7月に予定されている国の方針を見据えて検討をしまひたいというふうを考えております。以上であります。

小平吉保議長 金井敬子議員。

19番金井敬子議員 ぜひ今後の細かな目配りに対応を求めたいと思うわけですが、4月以降の介護保険制度がより国民の求める姿から遠くなってしまうことに私は憤りを感じています。この間、年金や所得は減るばかりなのに、物価は上がり各種負担がふえる一方で、もうこれ以上の負担増には耐えられないという深刻な状況が地域に広がっています。格差と貧困も確実に広がっています。介護保険制度において政府が今やるべきことは、適切な介護報酬に引き上げるとともに、介護保険財政に対する国庫負担の割合を引き上げ、介護保険料の引き下げや低所得者の利用料減免など利用

者、国民の負担の軽減を図ることだと私は思います。持続可能な制度の維持のためという言葉を用いながら、負担増を国民に押しつけるやり方は見直すべきです。ぜひ連合長もこの立場に立っていただきたいと望むところですが、いかがでしょうか。

山田連合長は今期をもって御勇退されるとのことです。これまでの御労苦に心からの敬意を表しつつ、最後にお考えをお聞きして、私の質問を終わります。

小平吉保議長 広域連合長。

山田勝文広域連合長 私どもも介護保険のこれから期を重ねていくごとにだんだん増大していくものに対しては心配をしております。それで最終的に、国はそれならどこまで責任を持ってくれるのかというのかなり心配をしているところでもあります。ただ、私どもが考えていかなければいけませんのは、国の方針にこれは従わなきゃいけませんし、この圏域内の中でできるだけ介護保険を使わなくてもいいような、そうした高齢者を皆さん方と一緒にですね、なっていく。諏訪に行ったら何か元気な人ばかりだったぞということになりますと、介護保険料というのは上昇を防げるわけでもありますので、そんなこともあわせてですね、考えていく必要があるんだろうなと思っております。いずれにしても、私どもは行く末、先についてはちょっと心配をしているというのが状況であります。

小平吉保議長 次に進みます。大久保功身議員の質問を許します。大久保功身議員。

4番大久保功身議員 4番議員の大久保功身です。通告に従い、広域連携のまちづくりについてをお伺いをいたします。

人口減少が始まり自治体存続の危機が叫ばれる中で、定住自立圏構想や今後の地方制度構想として中枢都市を軸とした圏域単位構想など、国の連携協約制度創設が打ち出されています。県の総合戦略の取りまとめも最終段階に入っている中で、今、広域行政の機能をどう強化し連携していくかが問われています。次代を担う子供たちが地域に帰ってふるさとづくりに参加できる仕組みづくりや、恵まれた自然を宝に圏域が一つになってまちづくりに取り組んでいくときではないかというふうに思われます。多様な連携の枠組みも想定されている中で、事業拡大のお考えをお伺いをいたします。

小平吉保議長 広域連合長。

山田勝文広域連合長 それでは私のほうからお答えをさせていただきます。現在、諏訪広域連合では個々の自治体のみで行うよりも6市町村で共同して処理したほうが効率的である事務について、広域計画を定め事務処理を行っております。県内では全ての広域圏におきまして、広域連合による事務の共同化がなされております。また、県内の全市町村が広域連合に加盟しているのは、全国でも長野県だけであります。

国においては人口減少、少子高齢化社会を迎える中、地方自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくため、近隣市町村との有機的な連携を進めようと広域連合制度を推し進めてきました。しかし、全国的には3大都市圏を中心に広域連携が余り進んでいない地域もあり、近隣市町村とのより柔軟な連携を可能にする必要があるとして、国は昨年、地方自治法を一部改正し新たな広

域連携の仕組みを導入いたしました。

新たに導入された広域連携の仕組みは、この諏訪地方には対象にならないわけではありますが、普通地方公共団体が他の普通公共団体と連携して事務を処理するための基本方針及び役割を定める連携協約と、事務の一部を他の自治体の長に管理執行させる事務の代替執行になります。特に連携協約につきましては、広域連合や一部事務組合のような組合や協議会という別組織をつくるのではなく、国家間の条約のように地域の実情に応じた、より簡素で効率的な相互協力の仕組みであり、事務分担だけではなく、政策面の役割分担等についても自由に盛り込むことが可能となっております。現在、新聞等で報じられている地方中枢拠点都市を中心とした連携や定住自立圏構想も、連携協約に基づくものとなります。いずれにいたしましても、自由度を拡大してより一層連携を推進しようというものであります。

ただし、地方中枢拠点都市や定住自立圏構想の中心市には一定の条件があり、これをクリアしないとできない仕組みになっております。例えば、地方中枢拠点都市におきましては、人口20万人以上で昼夜間の人口比率が1以上となっております。長野県内では長野市と松本市だけが該当となり、諏訪地域は合致しておりません。

また、行政サービスは市町村ごとに行うものや広域連合や一部事務組合で行うものなど、目的や課題に応じて処理する仕組みで事務を行っております。これらに新たに広域的な連携の手法が加わったわけではありますが、現在、諏訪広域連合で行っている事務や諏訪6市町村の共通課題につきましては、今後も連携して対応していきたいと考えております。また、新たな広域連携につきましては、広域連携の手段の一つではありますが、行う際には現在諏訪広域連合で共同して処理している事業とは重複しないよう、6市町村で十分に協議をしながら進めていかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、多様な広域連携が可能となりましたが、諏訪広域連合としまして足並みが乱れないよう取り組んでいくことを確実にするよう、また今後取り組んでいくことを確実にするよう、より一層連携して取り組んでいきたいと考えております。私のほうからは以上でございます。

小平吉保議長 大久保功身議員。

4番大久保功身議員 ありがとうございます。近年ですね、メディアを媒体に大変広域行政の強化を求める記事や声を耳にするものですから、大変昨年の12月あたりから大変精神的な、こう、何というんでしょう、デリケートな部分も新聞記事に取り沙汰される中で、広域連携をより強化していく必要があるのではないかとというふうなことで今回質問をさせていただきました。

担当の職員さんにお伺いしますと、企画担当会議やまた副連合長会議などが頻繁に行われているというふうなお話もお聞きする中で、先ほども連合長さんのお話の中にあつたように他の連合に比べて諏訪の連合協議会は非常にスムーズにいつているのかなというふうなことを長年見させて、また聞かせていただいております。ですので、3月の通告の時点では再質問ということをしようかなというふうに思っておりましたけれども、この3月議会の各自治体の首長さんの答弁をお伺いする中

で、それぞれの首長さんがこの諏訪は一つなんだよというような意思の疎通の確認が新聞記事を通して確認できましたので、これからもぜひそういうふうな方向で行ってほしいなというふうに切にお願いをしますところでは。

また、先ほど連合長さんからありましたように、中枢都市に対しては適合しないんだというふうなお話がありましたけれども、一つにはやはり国のほうに規制緩和などを求めた要望なども、あるいは諏訪圏域でなくて県内を通して要望していくというふうなことも必要なのではないかなということも感じておりますので、ぜひそこら辺のところも御配慮をいただきたいなというふうに思います。首長間、また担当企画会議というのは多く行われていたんでしょうけれども、うまくいっていたがために、やはり次のステップに踏み出す、そういう施策というものがいまひとつ踏み出せていない部分があったのかなというふうなことを私は非常に強く思っておりましたので、ぜひとも次の連合長さんにはそういう部分も引き継いでいただいて、活気ある広域連合が進んでいくようにお願いをしたいというふうに思います。

山田連合長さんには初代の連合長さんとして、本当に多様化する市民の声に対して御尽力をいただきましたし、この6市町村を非常に強い指導力で引っ張っていただきましたことに改めて感謝と敬意を申し上げまして、この質問を終わらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

小平吉保議員 次に、望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

2番望月克治議員 日本共産党の望月克治です。一般質問を行います。

介護保険制度における6市町村の負担割合が変更になります。今まで人口割で負担していたものを給付費割を1割取り入れる変更です。このことは現状で考えると大まかに3市の負担が減り、その分3町村の負担がふえるということになります。介護保険制度は保険制度なので、受益者負担があり、公平にその負担をしなければいけないということも言われます。しかし、高齢者福祉を充実し、みんなが住みなれた地域で暮らせるようにするための制度ではなかったでしょうか。福祉であれば、受益者負担などというものが前面に出ること自体がおかしいと思います。

憲法25条では、国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に努めなければいけないとしています。憲法学上の財政出動要綱と言われるものです。先ほど連合長も心配なされていましたが、福祉である以上、国がその責任を負うべきことは明らかです。そのことをまず初めに申し上げて質問をします。

諏訪広域連合のあり方についてお聞きします。

6市町村で行うことの意味は何ですか。ホームページを見ましても、いろんなことが仕事として挙げられていますが、介護保険制度が重要な仕事の一つだと思います。発足当時は介護認定とそれにかかわる事務のみを行っていましたが、平成15年度からは保険者となり、介護保険制度事業全体を受け持っています。その利点として挙げられているのは、圏域内の住民が同じ負担で同じ水準のサービスを受けられる、保険財政基盤が大きくなり介護保険の運営がより安定する、事務処理を効率的に行い経費の削減が図れるです。

財政基盤が大きくなり安定するというのは、合併を推進する方がよく言われることです。きのうの委員会の審査での質疑において、もともと合併前夜の中で負担割合は決められ、合併してしまえばみんな一緒なので人口割でいいという結果になったというようなニュアンスの答弁がありました。それが事実であるとすれば、大変問題だと思います。暫定的だからこれでいいという決め方は、非常に無責任な決め方をしたということです。しかし、現実にはそうでなかったのではないかと感じます。そのときは真剣に議論をして出した結論だったはずです。現に、茅野市議会では合併前夜、広域が保険者となる前夜の平成11年12月定例会で、矢崎前市長は負担割合は経常経費の増大等による町村の負担額を軽減するため、均等割を現行より10%引き下げ20%とし、人口割は80%に引き上げるということになりましたと答弁しています。これは広域で行う意義を伝える発言だと感じています。要するに、財政の安定とともに同じ地域で暮らす住民全体のことを考えて自治体同士で助け合う、今はやりの行政言葉で言えば、自治体間の共助ということではないでしょうか。広域連合の基本的なあり方はそこにあると思いますが、いかがでしょうか。

小平吉保議長 広域連合長。

山田勝文広域連合長 それでは私のほうからお答えをさせていただきます。かなり多岐に富んでおりますので、どこがどういうふうにお答えをされているのかちょっとわかりませんが、一応うちのほうで答弁書をつくらせていただきましたのでよろしゅうございますか。

まず、広域連合制度ということでございまして、これ地方自治法の一部改正が平成6年の法律第48号で公布され、翌年の平成7年6月の施行により、さまざまな広域的なニーズを柔軟かつ効率的に対応するとともに、地方分権による権限移譲の体制を整備するための制度ということで発足したところであります。

諏訪広域連合発足に当たりましては、諏訪地域におきまして平成9年に6市町村の企画担当課、長野県の地方課、今の現在の市町村課でありますけれども、また諏訪地方事務所及び広域事務組合の課長等で構成します諏訪地域行政推進研究会を広域的視点から政策展開を進め、連携のとれた地域づくりを目指すことについてのあり方を研究する目的で設置し、この研究会の中に専門部会として平成10年12月に6市町村の企画担当課、諏訪地方事務所及び広域行政組合の課長、係長で組織する諏訪地域広域連合研究部会を設置し、広域連合の設立に向け議論、検討を進めてまいりました。また、この検討結果を平成11年12月に現在の広域連合正副連合長会議に当たります広域行政組合理事会に報告し、この会議で広域連合発足を決定いたしました。

その後、平成12年に広域連合規約を構成団体である6市町村の6月の議会で御議決をいただき、長野県の設置許可を得て平成12年7月に発足をいたしました。また、諏訪広域連合の事務は平成12年6月までの諏訪広域行政組合の事務を基本的に引き継いで発足しております。それまでの諏訪広域行政組合ではそれぞれが行われてきたわけではありますが、それらのものを引き継ぐ形で今、広域連合の中にも引き継いできているということでございます。そして、行政組合の中の基金も広域連合基金となり、ほかの事業もそのまま引き継げるということでもあります。

ただ、介護保険の審査会の事業につきましては、平成15年4月から介護保険法及び介護保険法

施行の規定に基づく事務に包括される形で、諏訪広域連合が介護保険の保険者となり、全面的に共同実施することになっております。さらに19年の6月からは諏訪地区小児夜間急病センターの設置、管理及び運営に関する事務が加えられ、なお、恋月荘に関する事務につきましては平成26年3月末に厚生連への移管に伴い廃止となるという今でございます。

このほかにも、ごみ処理計画に関する事務、また関係市町村職員の人事交流、共同研修等に関する事務、また電算処理調整にかかわる事務、広域課題の調査研究にかかわる事務、知事の権限移譲により処理することとされた事務が規約の中で決められているということでございます。

また、広域行政組合から広域連合に移行をする際に、経費負担につきましても議論がされております。各事務事業の経常的経費につきましては、行政組合では均等割3割、人口割7割の経費負担でありましたが、各事業のボリュームがふえ、町村にやや過重感があることから、広域連合に移りまして、これしばらくしてからであります、均等割2割、人口割8割の経費負担に見直し、町村に対して配慮したものとしてまいりました。こうした経過も踏まえ、現在も広域連合が事務事業を執行するために当たっては、構成6市町村が広域連合として連携していくために共助の意識を共有していると考えているところであります。

そして、先ほど出てまいりました介護保険の見直しまで行っていいですか。いいですか、1割のところまで。介護保険は15年に、先ほど申しましたように広域化されて事務を行っているところでありますが、認定事務や介護保険料徴収などの一元化により、当初見込んだよりも事務の合理化が図られているということで考えております。また、給付費負担につきましてはこれまでの100%市町村の人口割で精算してまいりました。この事情というのは、ちょうど私そのときにおりましたので、6市町村のそれぞれ正副連合長会の中で決定をさせていただいた事項でございます。これは今よりも高齢化というのはそんなに進んでいないという認識がございました。それで、これは最終的に何年もしていると各市町村は同じぐらいの高齢化になるだろう、最終的にですね。でありますから、人口割でよろしいんじゃないかということで決定をさせていただきました。

ただ、ここへ来まして人口割と給付割の間に大きな乖離が生じてしまったということでもあります。このたびの負担割合の見直しによりまして、次年度よりですね、4月1日から人口割9割、給付費割1割とする新たな負担割合に変更することとなったわけでありまして、これによりまして、市では給付費負担金が減り、町村は負担額が増加することとなりましたが、100%実績割で精算した場合を考えますと、いまだ共助の部分は十分に機能しているということと見ることもできます。

また単独の市町村で事業を運営する場合でも、給付実績に基づき被保険者、国、県と定められた割合で負担が生ずることから、各市町村の負担も原則的には給付実績によるべきという考え方も一つはあるわけでありまして。広域制における共助の中で、現在までの運営がなされてきたものでございます。それから広域全体で事務を行うことによるスケールメリットが共助の部分を補い、これまで円滑な事務の遂行が実現してきたことを踏まえ、各市町村の理解と協力の上、今後も広域制による介護保険事業を推進してまいりたいと考えております。そこまでは以上であります。

小平吉保議長 望月克治議員。

2番望月克治議員 まず最初に、私は歴史の授業を聞きにきたのではないので、広域連合がどういう経過でできたかなんてというのはホームページか何かで見ちゃわかることなので、ここで御答弁いただく必要はないんですよ。事務方の答弁のね、つくり方、非常に稚拙だと思います。

質問に入りますけれども、介護保険の負担割合のことでお聞きしますね。今も答弁いただきましたけれども、きのうの委員会では茅野市でいえば年間5,000万円の持ち出しになっていると。こうした負担割合でいいのかと提案をして2年間協議をした結果のことでしたということでした。そのときにはね、やっぱり給付費割だけの話であったと思います。今の答弁の中でもそういったことが感じられました。確かに現状を見ればね、高齢化率は3市よりも3町村のほうが高く、下諏訪がトップで31.6%です。でも、最初に考えたときには同じぐらいだろうと思ったのがここまでずれてきている。この先もこの関係がね、ずっと同じということは言えないですよ。そうなれば数字は動くわけですよ。

またね、施設の面ではどうかというと、特養のベッド数だけで見ますと、3市で持っているのが618床です。3町村では378床受けています。また施設数でいえば3市で10施設持っているのに対して、3町村では8施設持っています。人口は3市で16万1,000人、3町村で4万5,000人です。人口割でいうと28%の町村が、施設でいえば44%、ベッド数でいえば38%引きを受けているわけですね。こうした施設に入っている方は入所の際に住所は移すんでしょうか。移すとしたら給付はその自治体に多く行くのは当たり前なんじゃないですかね。その点答弁を求めます。

また、自助・共助・公助と言いますが、3町村は自助努力はやっていないのかと。精いっぱいやっているはずですよ。であるならば、共助で支えるのが地域圏域ではないでしょうか。広域の目的というのはまさにそこにあると考えますが、この点をもう一度お聞きします。

小平吉保議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 それでは、御質問の中でありました圏域内の施設に入所した場合の対応がありますが、諏訪広域の中で6市町村が施設内の入所枠の部分がありますが、これについては高齢者の人口割を基本に市町村の入所枠を6市町村で協議をして決定してきています。また施設へ移った場合に住所が、特に特別養護老人ホームのように長期に入所する施設については住民票のほうが移動しますが、これについては広域内の住所地特例制度を持っています。本来居住していました市町村の中の住所地の中で給付の割合を算定していますので、住所が移っても当初入所前の住所地の中での給付費を算定しているという状況であります。以上であります。

小平吉保議長 望月克治議員。

2番望月克治議員 給付費割についてはじゃあそういうことで、それぞれもとの自治体ということになるわけですね。そこはわかりました。ただ、施設の負担としてはやっぱりあるわけですね。

最初の話に戻りますが、合併前夜だったという話で広域連合は、この広域連合というもの自体がね、合併に導くための一つの道具として国が取り入れたものだと私は思っているんですけども、今回の負担割合の変更はですね、合併するとどうなるかというのを端的にあらわしている気がする

んです。中心部は人口が集まって予算を多く投下して、周辺部は自分でもっと努力しろという話になるわけですよね。日本中のいろんな合併したところの話を書きますとね、特に対等合併したようなところは役場の中で旧自治体ごとの派閥ができて人事を争うなんてことまで起きているそうです。今回はどこの市が部長だったから、次はうちが出すなんてね、そういったくだらんことを争っているわけですよ。諏訪圏域でいうと3市はほぼ同規模なので、3市で人事を争うなんてことにもなりかねないわけですよね。

介護保険の負担でさえね、こうやって共助で分け合おうんじゃなくて、うちは負担が多い、市のほうが負担が多いから町村にもうちょっと負担してもらおうなんていう議論をやっているようでね、合併なんてうまくいくとは私にはとても思えないんですけど、広域でそういうことを踏まえた上で、広域で最後の質問になるので、ちょっと広域議会のこと、広域連合全体のことを聞いていますのでね、一緒にやっていくことの意義、あり方なので、議会のことをちょっと聞かせていただきますが、人口で20万人、予算で29億余の税金を動かして介護保険制度、高齢者ですね、お年寄りをどう支えていくかという大事なところをやっている広域連合です。その議会として年2回の開催、しかもその定例会は1日半で終わっちゃうという、日程的にも十分な議論がなされているとは考えられないんですけど、一般質問に関しても22人に対して5人しか一般質問が許されない上に、通告は議案も出されない前に締め切られる。質問の時間も委員会審査の後です。このような組み立てをしている自治体はほかにちょっと考えられないですよ。

議会としての役割を果たすためにもね、住民の声を議会ですっかりと届けるためにも改善が求められると思います。それは議会改革だと事務局はおっしゃいますけれども、通告の締め切りにおいても首長がそろって答弁を検討する必要があるから全員集まる、そういう機会を考えてのことだということによってこういう時間帯になっているわけですね。要は、広域連合側の、理事者側の都合で決められているわけです。そういうことはね、やっぱり改善していかないといけないと思うんですね。もっとしっかりと議論をしていかないと、ここに22人いますけど、5人だけ一般質問をするということは、あとの17人が座っているだけですよ、主に。これ議席なので、議論をする場なんです。その議論する機会を与えないというのは座席になっちゃうので、そういうことはやめていただいて、しっかりと広域のあり方として議会で話し合える場にしていきたいんですが、そういうことは考えられないですか。

小平吉保議長 広域連合長。

山田勝文広域連合長 この議会づくりというのは過去からですね、広域連合発足したときから決めてまいりまして、皆さん方の御同意をいただきながら進めているということですので、もし必要があれば、またそちらのほうでやっていただければありがたいかなと思っております。

小平吉保議長 次に進みます。森山広議員の質問を許します。森山広議員。

12番森山広議員 皆さん、おはようございます。それでは通告に従い、任期最後の質問をさせていただきます。山田連合長におかれましては、残す任期は1カ月ということで、長い間お疲れさまでした。この諏訪広域連合の歴史は長く、昭和47年諏訪地域広域市町村圏事務組合が設立され、

平成12年7月に現在の諏訪広域連合を発足し、広域計画を策定し諏訪地域の将来像を定め、進むべき道筋を明らかにし、現在も、またこれからも6市町村とさらなる連携の強化を図りながら住民本位の効率的な広域行政を推進し、諏訪圏域の一体的な発展をしていくと思っています。

そこでお聞きしたいと思います。通信指令業務一元化に伴う救急・消防車の派遣についてです。

消防指令センターが本格稼働し、これまでの管轄外に消防車、救急車が出動することになり、指令センターで災害場所は特定できても、実際の道路状況、例えば道路工事、上り坂や幅員の問題はさまざま、短時間で道路通行ができるとは限りません。土地勘がある職員が同乗していればいいですが、職員の異動により必ずしも地元の職員が同乗しているわけではありません。これら運用における課題についてお伺いしたいと思います。

2番目は、諏訪圏域は世界でも日本でも長野県でも輝く観光地を目指しています。諏訪地方観光連盟を含め、6市町村連携で行ってきた信州諏訪泊覧会ズーラ検証を広域連合で事業として検証をしまいいりました。ズーラの検証状況について、広域連合長の感想をお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

小平吉保議長 消防長。

佐久卓消防長 御質問に逐次御答弁させていただきます。私からは通信指令業務一元化に伴う救急・消防車派遣についてお答えさせていただきます。

消防指令センター稼働に伴う消防車両の出動につきましては、初めに119番通報から出動までの流れについて御説明いたします。通報を受け付けた消防指令センターのディスプレイには、通報者の住所、電話番号、加入電話であれば氏名等の情報及び地図上には119番の発信地が表示されます。指令課員は災害発生場所の特定と同時に、通報の内容から災害の種別を選別し、出動の該当となる部隊に出動指令を送信いたします。一方、圏域内の各消防署においては、指令課員が災害種別を決定した段階で署内に予告指令が放送され、隊員は出動の準備に入ります。出動が確定したと同時に、各消防署に設置された指令装置の端末には、現場の住所、通報内容等にあわせ現場付近の地図が表示され、同時にプリンターから指令書として印刷されます。各車両に登載された車両動態システムは、エンジンの始動に関係なく本指令と同時に電源が入り、現場までの適正ルートをカーナビゲーションの形式で表示しております。指令書で災害の情報を確認した隊員は出動車両に搭乗後、車両動態システムの示すルートに従い災害現場に向かう態勢となります。

さて、道路状況についての御質問でございますが、まず道路工事の情報につきましては事業者からの道路工事の届け出をこれまでどおり各消防署で受け付け、その内容を各署に設置いたしました消防情報共有システムの端末から入力することで消防指令センターのシステムに反映されます。災害地点までの間で道路工事が行われている場合は、迂回路を検索することになります。その他、道路の幅員の情報や消防車両の横幅についてもあらかじめシステムに組み込まれており、車両動態システムは消防車両が通行可能な最短ルートを示すよう設定されております。消防職員はシステムの特徴を最大限に活用し現場に向かうこととしますが、全てこれに頼るものではなく、配属先管内の道路状況、水利や建築物の状況等を基本的な知識として取得している必要があります。これらにつ

きましては、配属先が出身地市町村であるなしにかかわらず、全ての消防職員にいえることであり
ます。

いずれにいたしましても、災害対応は現場に到着しなければ始まらないことを強く認識し、最新
の消防指令システムと消防職員のスキルにより、迅速かつ安全に出動できるよう努めてまいります。
私からは以上でございます。

小平吉保議長 広域連合長。

山田勝文広域連合長 それでは私のほうからズーラの検証ということでお話しさせていただきたい
と思います。

まずこのズーラを検証するという取り組みでございますが、今までのそれぞれの議員の皆さん方
から一般質問を受けた中に、もう少し観光面に踏み込んでやっていただきたいという話がありま
した。それらの意見を受けての今回の調査ということになってまいりました。信州諏訪温泉泊覧会
ズーラにつきましては、諏訪6市町村を中心といたしまして平成20年にできているということ
であります。これ、大もとは大分の温泉泊覧会というのがございまして、そちらの指導を受けて始
まったものであります。現在の地域資源の掘り起こしや体験プログラムを通じて、観光客の滞在、
交流の拡大、新商品のテストマーケティングの可能性の検証、または滞在交流型の観光地を目指し
た体系整備等の整備の推進を目的とした取り組みを行い、平成25年度事業では県の交付金事業で
ある地域発元気づくり支援金においても優良事業として知事表彰を受けるなど、地域内外で一定
の評価も受けられておられます。

しかし、既にズーラ開始から5年が経過し、その取り組みも定着してきたところではありますが、
今後さらに発展的に継続していくためにもこれまでの取り組みの成果と課題を客観的にわかりやす
く示すことが重要であると考え、本年ふるさと振興事業の一つとして信州諏訪温泉泊覧会ズーラの
事業評価を実施したところであります。過去にも観光調査として御柱祭について二度にわたり調査
をしておりますが、6市町村全てがかかわりを持つズーラについて経年劣化を起していないかを
含め調査と理解しております。

その調査の検証についての感想ということでありますが、この2月の広域行政研修会におきまし
て調査機関であります公益財団法人日本交通公社より御指摘のとおり、諏訪地域では県内、首都圏
を中心に年配夫婦などのユーザーが主で、宿の評価は高く、リピーターが多い傾向である、また
ズーラについての認識度は非常に低く、住民4割、事業者8割は認識しているものの、かかわりに
ついては半数以上持っていないということなどが調査結果でありました。今後取り組んでいく大き
な課題であると認識しております。また着地型観光について、幾つかの成功例を挙げてお話をいた
だき、圏域6市町村の観光振興にとってその考え方が参考になればと思ったところであります。

広域連合といたしましては、6市町村の観光振興における後方支援という立場から、諏訪地域オ
ンリーワンの魅力やコンテンツづくり、諏訪らしさを感じられるものや仕掛けの創出と、強力な発
信について支援をさせていただければと考えているところであります。以上であります。

小平吉保議長 森山広議員。

12番森山広議員 ありがとうございます。消防に関しましてはですね、大変丁寧な説明を受けてまして市民は安心したかと思えますし、またシステムに頼ることなくまたマンパワーを使ってですね、あらゆる情報を収集して現場への到着を早めていただきたいと思うわけです。

2月26日から仮運用がされているわけですが、実際にこれまでですね、管轄外の出動等がありましたでしょうか。また実際に現場到着時間は短縮されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

また、市長の今の説明でズーラに関してはですね、育てていくということを言っておられますので、ぜひこれからも輝いてズーラに関しては輝いていっていただきたいと思うわけですが、今後広域連合の観光事業の扱いと、観連もあるわけですけれども、その辺の関係はどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

小平吉保議長 消防長。

佐久卓消防長 それでは私からは、消防に係る御質問に対しまして御答弁させていただきます。消防指令センターは本年2月26日に仮運用が開始されました。管内6市町村全ての119番通報を受け付けておりますが、3月25日現在では6件の火災の出動に対しまして13件の複数の通報を受けております。623件の救急出動に対しましては、568件の119番通報、一般電話での受け付けを55件受け付けております。救急出動に対しましては4件、その他の出動につきましては3件の119番の通報を受け付けております。

その中で、これまでの管轄以外への出動をした救急件数は72件ございます。具体的には岡谷市湊地区の救急要請に対しまして諏訪消防署の救急車が、諏訪市四賀への救急要請によりましては茅野消防署西部分署の救急車が出動し救急活動をしてまいりました。いずれにいたしましても、新システムによりまして直近の救急車を選定し出動指令を送信した結果であります。市町村の枠を越え出動することで、効果的な部隊運営が可能となり、それに合わせた現場到着時間も確実に短縮していると感じております。以上でございます。

小平吉保議長 広域連合長。

山田勝文広域連合長 まず観光連盟についてでございますが、これは各市町村、そして市町村の観光担当者、それから観光協会、さらには民間の事業者等が一緒になりまして構成をされております。そしてその中で事業を立ち上げているところでありますが、国内部会、それからインバウンド部会ということで外に向かっての部会と内の部会と、国内の部会ということでもあります。過日も御柱の情報センターの立ち上げということで御協力をいただき、今現在立ち上がって一本化に向けて、情報の一元化に向けて今進めているところであります。

また観光大使を先日選ばせていただいたということでもあります。こちらの観光連盟のほうは実施部隊ということになってくると思っております。現にどうやって動くかということでもあります。それでインバウンドのほうは、これは精力的に中国、台湾、タイそれからベトナム等々へ出向いてですね、商談も行っているような状況でございます、そしてその中で諏訪広域連合ということになりますと、私どもの事務事業の中で持っていますのは調査研究までであります、観光についての。

でありますから、今回のようなズーラの検証ですとか、あるいは御柱の効果というものについて広域連合がその部分を精査して研究をしていくということでバックアップさせていただきたいと思っております。それで私どものほうで現実的に観光について具体的な事業を興すというものを持っておりませんので、そういう意味です、私どもはこの観光については後押しさせていただくというような立場でございます。以上であります。

小平吉保議長 それでは次に進みます。今井秀実議員の質問を許します。今井秀実議員。

15番今井秀実議員 15番、今井秀実です。広域消防一元化本格始動にあたっての課題について質問させていただきます。森山議員の質問と重なる部分もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

(1) 消防救急出動の課題。高機能消防指令センターが整備され、2月26日から仮運用が始まり、いよいよ4月から消防一元化が本格始動していきます。消防救急無線のデジタル化の運用も始まります。消防救急出動が全体として強化されることとなりますが、その主な内容、課題についてまず伺います。

(2) 大規模災害時の対応。昨年広島で発生した土石流災害、またこの諏訪広域で起こった平成18年7月豪雨災害のような広域的に各地で同時発生する大規模な土砂災害、また東海地震や糸魚川静岡構造線で発生する確率が高いと言われている直下型地震などの際、どのような対応となると予想しているのか。多数の119番通報が寄せられ、全ての車両が出動となるなど、困難な状況となることは確実であろうと思います。これら大規模災害時の消防救急出動の課題をどう捉えているのかお聞きいたします。

また、災害対策本部は各市町村単位となるわけですが、広域消防との連携はうまくいくのか、課題などについて伺います。以上、1回目の質問とさせていただきます。

小平吉保議長 広域連合長。

山田勝文広域連合長 それでは私のほうから初めに答えさせていただきまして、その後、消防長のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、諏訪広域連合が新たに整備いたしました消防指令センターは、諏訪広域消防本部の中核機構として火災・救急・救助等を初めとする各種の消防業務における通信連絡体制を迅速に処理し、消防活動の効果的な運用を図り、被害を最小限にとどめることにより住民の生命、財産を保護することを目的として設置いたしました。諏訪圏域6市町村からの119番通報の受け付け、また火災・救急・救助等の出動指令、車両の運用管理、消防車、救急車と無線通信等を一括して行うことにより円滑かつ効率的に消防業務を行うものであります。

あわせて、消防救急無線のデジタル化につきましては、平成15年の電波法審査基準の一部改正によりまして、現在使用しております消防救急アナログ無線の使用期限が平成28年5月31日までとされていることにより、諏訪広域消防本部としてできるだけ効率的に、また整備費用の低減化を図るために長野県内全ての消防本部と調整を図り、基本計画に基づき整備をまいりました。

さらに、これらにつきましては平成23年に基本計画を策定以来、基本設計、実施設計を経て、平成25年度、26年度の2カ年にわたり国の有利な財政支援、起債を活用し整備を進め、本年2月26日から仮運用を行っております。具体的な内容につきましては消防長のほうからお答えいたします。

次に、大規模災害時の対応についてでございますが、今回の諏訪広域消防一元化につきましては、近年全国各地で発生しております自然災害、今後予想される首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害、または危険物施設の爆発火災やトンネル内での事故等、多様化、大規模化する災害に対応するため、現在の消防組織体制のさらなる強化を目的に行ったものでございます。管内において発生した大規模災害につきましては、災害の状況の把握、必要な消防力の確保、消防指令センターを中心に的確に情報管理を行い、諏訪広域消防全体で災害対応体制を確立いたします。また同時多発的に大規模な災害が発生した場合、各市町村には地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されておりますが、諏訪広域消防からは各署の消防署長が本部員として各市町村災害対策本部に参画し、市町村との連携を図ってまいります。

あわせて、今回の消防指令センター整備事業では各市町村の防災部局に防災情報システムを設置し、消防指令センターで把握している災害状況と市町村が把握している災害情報をお互いに共有し、市町村災害対策本部の意思決定を支援するシステムを導入いたしました。これによりまして、市町村ごとの災害情報を詳細にわたり消防指令センターで把握することができ、市町村と広域消防が一体となって災害に対応することができます。

いずれにいたしましても、諏訪広域消防一元化と消防指令センターの整備により、組織的にも機能的にもこれまで以上に強固な消防態勢が構築されると考えております。また、議員にはずっと続きまして一元化に応援をいただき、まことにありがとうございました。

あと、この後は消防長から説明をいたします。

小平吉保議長 消防長。

佐久卓消防長 それでは私から、まず消防指令センター及び消防救急デジタル無線の運用にかかわる内容についてお答えさせていただきます。消防指令センターは圏域内からの全ての119番通報を受け付け、災害発生場所にできるだけ早く部隊を投入するために119番通報と同時に通報者の位置が地図上に表示されます位置情報システムを導入いたしました。指令課員は表示された地図をもとに再度通報者の住所、付近の建物、近隣住居者の氏名等を確認し、災害地点を特定いたします。同時に車両動態システムにより災害地点に最も近い消防車、救急車等に出勤指令を送信し、消防隊を迅速に災害現場に投入いたします。現場に向かう消防隊の種類、部隊数につきましては、受け付けた災害の種別によりあらかじめ指令システムに入力されており、ボタン一つで複数の消防隊を一気に出勤させることができます。

例えば、火災の場合につきましては、消火隊3隊、救助隊1隊、救急隊1隊、そしてそれらの部隊の指揮統制を行う指揮隊1隊の合計6隊の消防隊が第1出勤として各署から現場に向かいます。また交通事故による救急要請の場合は、救急隊に加え事故車両からのガソリンやオイル漏れに伴う

2次災害の防止、また救急隊員が安全に現場活動できるよう隊員の安全管理を行うために消防隊1隊も同時に出動させます。車内に傷病者が閉じ込められているという内容の通報であれば、救助隊もあわせて出動いたします。これまで各署において限られた人員や車両で対応してまいりました災害に対し、諏訪広域消防全体で迅速かつ安全に対応することが可能となります。

消防救急デジタル無線につきましては、これまでの消防救急アナログ無線にかわる確実な音声通信の確保のため、消防指令センターと同時に整備をいたしました。新しい指令システムでは携帯電話回線を使用し消防車両の位置情報、活動状況を消防指令センターで把握し、また現場周辺の消火栓や防火水槽等の水利位置情報や、その他現場活動に必要な支援情報を的確に現場の消防隊に送信することができますが、消防救急デジタル無線は通常の音声通信に加え、携帯電話回線にふぐあいが生じた場合、各種のデータ送信が行えるバックアップの要素も備わっております。また、市販の一般的な無線機では通信内容を傍受することができないため、情報の保護強化につきましてもデジタル化の特性の一つとされております。

諏訪広域消防一元化及び消防指令センターの効果的な運用によりまして、複数の消防署から市町村の枠を越えて災害現場に部隊が集結し、統一した指揮下のもと災害対応することで、これまで以上に初動体制の充実、強化を図ることができました。今後、現場活動のさらなる高度化に向けて、継続的に検証を行いながら課題を抽出し、諏訪広域消防全ての職員がこれまで以上に訓練、研修を重ね、消防一元化のメリットを最大限に引き出し、あらゆる災害に対し万全を期してまいります。私からは以上でございます。

小平吉保議長 今井秀実議員。

15番今井秀実議員 答弁ありがとうございました。(1)の消防救急出動の課題ですが、おおよそ全体像はつかめております。それで何点か気になる点があるので、項目を申し上げながら答弁をお願いしたいと思うんですが、一つは消防団との連携という部分がこれまでと同様にきっちりできるかというその課題についてお聞きしておきたいと思っております。

それから救急車には救急救命士がきちっと乗るということが重要であります。この体制整備ができたということ、それから(2)とも関連しますが、大規模災害の発生とかということという、救急救命士の数の充足という部分に課題が残っているんじゃないかと思っております。そこについてお聞きしたいと思います。

それから、指令センターの機能上の問題としてかなり重要と自分が思っているのは、携帯電話からの119番通報の際、画面表示が正確にされないとか、特定しづらいという、要はNTT以外の電話、とりわけ携帯電話ですが、その辺の対応が大丈夫なのかという部分についてお伺いしたいと思います。ちょっと細かく言うと、GPS機能がついているいない、ついていてもそれをオンにしていなかったとかという場合の特定の難しさで、しかも6市町村が一体となつての救急の受け付けなので、場所を相手が言ってくれていたとしても、その名称がどこを意味するのかわからないみたいなことがあったりすると、非常に119番かけているのに場所の特定ができないという深刻な事態があるかと思っております。そのことをどう捉えているかお聞きしたいと思います。

それから、デジタル無線の関係なんです、水利の位置情報なんか出るとかバックアップの要素もあるとかと言われたのかなと思いますが、そういうプラス面と同時にかなり多くの通信が必要となったときに交信できないというか、しかもデジタルだといろんな条件でイメージ的にトランシーバーのザーザーとかという音ですが、まあ聞き取れなくてもリピートしているうちに何とか言わんとすることはわかるというようなことだろうと思いますが、デジタルとなるといわゆるパニック状態になったときに全く何も音が聞き取れないというふうになるというふうにお聞きしていますが、その辺大丈夫なのかというあたりについてお聞きしておきたいと思います。

それから、大規模災害時のほうですが、実際に近いところでは平成18年7月豪雨というようなイメージで、あのときは岡谷では小田井と志平というような感じで大きな被害があつて、そこへ広域からの協力も得て集まったということですが、要は何がお聞きしたいかということ、諏訪広域全体で各署に同様な災害が発生しているときに、どこに力点を置くかというようなことを的確に判断して、消防長の権限で本当に的確に最善の配置をすることかということは必要になってくるかと思いますが、その辺のイメージ、どういうふうにご考えているかお聞きしたいと思います。

それと、先ほど119番がもう多数寄せられて全部の車両が出るというようなことを言いましたが、そこに対するイメージももうちょっと具体的にお聞きしておきたいと思います。

それと、どうしても本当にパニック状態になったときには他の消防への協力要請とかというものも必要となるかと思いますが、それについてもお聞きしたいと思います。

たくさん聞いてしまったので、コンパクトに的確に短く答弁していただければ幸いです。

小平吉保議長 消防長。

佐久卓消防長 それでは数点御質問いただきました。順を追って御返答させていただければと思います。

まず初めに、消防団との連携につきましてでございますけれども、消防指令センター運用に伴いまして消防団の出動につきましては119番通報を消防指令センターで受け付けた後、音声による順次指令で該当の消防団幹部の皆様方に災害の発生を連絡いたします。同時に、あらかじめ登録されております消防団員には、Eメールによりまして同様の内容が送信される仕組みになっております。連絡を受けていただきました消防団長は、消防団の出動が必要であると判断した場合、それぞれの消防団出動計画に基づきまして必要な分団を出動させていただく形になります。

災害現場におきましては、諏訪広域消防が設置いたします現場指揮本部にも消防団長さんも参画していただきまして、一元化された指揮のもと諏訪広域消防と消防団が連携して災害活動に当たるという形で進んでおりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、救急救命士の数についてということでございますけれども、現在、諏訪広域消防には79名の救急救命士がおります。そのうち管理職また事務職員を除きまして一元化後に現場活動に従事する救急救命士は65名となっております。各消防署に配置いたします救急救命士の人員は、署で運用する救急車の台数に応じて異なりますが、1当直当たり2名から3名の救急救命士が当直し、出動する救急車には最低でも1名の救急救命士が搭乗する体制であります。

国の示します消防力の整備指針では、救急隊1隊に搭乗する救急隊員は3名で、そのうち1名は救急救命士とされております。現在の諏訪広域消防の救急体制は指針の基準を満たしてはおりますが、救急救命士の処置拡大等に伴いまして救急隊員の現場活動がより高度化してくるということから、複数の救急救命士が救急車に搭乗できるよう資格を持った新規採用または現場の職員に対する資格取得について、十分今後も検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、携帯電話、NTT以外の電話からの119番通報の対応についてでございます。携帯電話から119番通報につきましては、通報した携帯電話にGPSの機能がついている場合、GPSの測位によりまして高精度で発信場所を特定することができます。しかしながら、GPS機能がついていない携帯電話やGPSの感度が低下する屋内や建物の陰からの通報につきましては、通報者の直近の基地局が発信場所となってしまいうため、本来の発信場所を特定するのは困難となります。消防指令センターでは119番の受け付け時において、携帯電話からの通報であることが確認できるため、GPS機能の有無にかかわらず携帯電話からの通報の場合、住所、付近の建物の名前、道路や信号機の名称等周囲の状況を詳細に聴取し、災害発生場所を特定してまいります。

NTT以外からの119番通報についてでございますが、インターネット回線を利用しましたIP電話がこれに当たります。管内でも多くの利用者があり、この電話からの119番通報も年々増加してきております。IP電話からの通報の位置情報につきましては、NTTの回線電話と同様、発信者の住所情報につきましてはNTT、今申しました発信者の住所、情報等がモニターに同じように示されまして、地図上に発信者の位置が表示されるシステムとなっております。

次に、デジタル無線の音声途絶等の補完措置についてでございます。御指摘のとおり、これまでのアナログ無線は受信感度が良好でない場合においても、ノイズまじりではありますが、ある程度通話内容を理解することができました。しかしながら、デジタル無線は山間部や高層建築物の陰など通信環境の悪い状況下では通信が聞こえるか聞こえないかのどちらかになってしまいます。消防救急デジタル無線の整備に際しまして、諏訪広域管内にも電波の不感地帯が認められたため、補完措置といたしまして可搬型の衛星無線を同時に整備いたしました。また複数の無線機から同時に無線送信を行うと、同様に通話が聞こえない状態になってしまうため、消防指令センターにおいて効果的な無線統制を行うとともに、消防救急無線デジタル化に伴い運用が緩和されました消防所轄系のアナログ無線を出動する全消防隊員に所持させ、現場での円滑な通信手段を確保してまいります。

続きまして、豪雨災害のような管内で同時多発的に発生した災害における具体的な部隊運用でございます。災害現場が多数に及ぶ災害に際しましては、まずは災害状況の把握が急務となります。同時にそれぞれの災害現場で必要となる消防力を判断し、効果的に部隊を投入してまいります。現場ごとの消防隊の活動内容は、消防動態システムや現場指揮からの報告により消防指令センターで全て把握するため、災害状況や活動状況から総合的に判断するとともに、市町村及び消防団と連携を図りながら出動部隊の増強や現場間の部隊移動についての的確に指示をしてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、他の消防機関への応援要請についてでございます。諏訪広域消防の消防力では対応し切れない大規模な災害が発生した場合、その災害規模に応じて長野県相互応援隊及び緊急消防援助隊の応援を要請することとなります。それぞれの要請手順はマニュアル化された応援の必要があると判断した場合は、消防指令センターから迅速に応援要請を行います。要請後、諏訪広域消防は応援を受ける受援体制を確立する必要があるため、消防本部に消防長を本部長とした警防本部を設置してまいります。応援隊の活動に必要なあらゆる情報を一元管理し、部隊運用をしてまいりてまいります。警防本部は諏訪広域消防受援計画に基づき活動することとなりますが、今後も継続して訓練を行い検証を重ねてまいります。

いずれにいたしましても、大規模災害時におきましては正確に災害状況及び被害状況を把握し、関係機関との調整を十分に行い被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。以上です。

小平吉保議長 今井秀実議員。

15番今井秀実議員 では最後、(1)については携帯電話からの受信の際の対応について、やっぱり課題があるなというふうに今、答弁を聞きながら思いました。現場でもその辺が仮運用する中でも課題だろうと思います。ただ、それを諏訪広域の中だけの努力でやろうというふうにしても、ちょっと限界があるのかなと。そういう意味では、国への働きかけとか携帯電話の会社そのものに何というか、消防のこういう指令センターとの連携がうまくいくようなことについての働きかけみたいなものが必要というふうに思いますが、その点どうか。

同じく、デジタル無線のこの全く聞こえなくなるというものの補完をアナログ無線などの配置で諏訪広域がやっていると、これは非常にいいことだと思いますが、これもちょっと限界があるのかなという感じがして、やっぱりもっと電波法の扱いそのものも、万が一のときに聞こえなくなるというようなことがないような対応を国に求めていくということも大事だと思いますが、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

(2)の大規模災害については、自分の問題意識では広域で消防は一元化している、でも大規模に災害が起こる、各市町村の状況はかなりまちまち、そういうときにどう対応をしたらいいのかというのを今からいろんな想定の中で連絡調整みたいなものも各市町村と会議も密にして、シミュレーションみたいな訓練も繰り返しておくということが大事だと思いますが、そのあたりどんな考えか最後にお聞きしておきたいと思います。

小平吉保議長 消防長。

佐久卓消防長 ただいま御質問いただきました内容で御答弁させていただきます。携帯電話等につきましては、当然NTTの回線、それからauの回線、それからソフトバンクの今、回線等々がございまして、そちらの携帯電話の会社と直接お話しするというのがまず一番かとは思われるんですけども、国等々におきましても当然今の指令システムが高度化、どんどんしていければ、そういった形の内容等で進められる、計画等も進められると思いますけれども、現状では今、各携帯電話の会社と常時お話をさせていただく中で、できるだけ情報を得られるような体制を今後とつ

ていければというふうに考えておる次第でございますのでよろしくお願いをいたします。

また、デジタル無線の関係にありましては、各消防本部、日本全国の消防隊がおるわけですが、そうした中でこの28年5月31日をもちまして、アナログ無線は一切消防で使う無線は途絶えてしまうわけでございますけれども、それからデジタル化に変わっていくわけですが、あくまでも各消防本部での配備の中の調整という形になっております。できる限り、その途絶えてしまう部分にありましては、デジタル無線が途絶えてしまえばそれに対応する衛星の携帯電話、それから先ほどもちょっとお話し申し上げましたけれども、消防の所轄系、こちらの無線が一応許されておまして、これが400メガ帯の無線機になります。現在は150メガ帯ですが、ちょっと詳しい内容になってしまうんですけれども、ちょっと周波数の違う無線機が消防隊の中で活用が可能ということで、信越総合通信局のほうからお話をいただきましたものですから、そういった部分を含める中でできる限り現場での対応についてはそういった形の無線で対応をさせていただくと。デジタル無線につきましては、途絶えてしまった部分にありましては、できる限り不感地帯をなくすような方向で考えていかなければいけないと思っております。

そうした中で、中継の指揮隊が出ますものですから、その指揮隊で特に山間部の山の裏側のほうの部分になりますと、どうしても電波が届かない部分等々もございます。そうした部分にありましては、中継車という形の中でその指揮隊が中継をいたしまして、指令センターとの運用に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

あともう1点でございますが、災害等の大規模は本当に今後直下型または南海トラフ、こちらのほうの大きな地震等々も考えられるわけでございます。そういったことに対しまして、当然消防力は強化していかなければいけないと考えております。それでそうした中で、当然諏訪管内の消防の連携はもとより、県内の消防隊、それから緊急消防応援隊といった全国の消防隊がございます。そういった部分との十分連携をとるためには、当然今後も訓練を続けていかなければならないと考えておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

小平吉保議長 これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時55分といたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時54分

小平吉保議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程第 2

議案第 1号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるについて

○日程第 3

議案第 2号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が

遵守すべき基準に関する条例を定めるについて

- 日程第 4
議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 5
議案第 4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6
議案第 5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 7
議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 8
議案第 7号 諏訪広域消防一元化に伴う諏訪広域連合関係条例の一部改正について
- 日程第 9
議案第 8号 平成26年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10
議案第 9号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11
議案第10号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12
議案第11号 平成27年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第13
議案第12号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 日程第14
議案第13号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第15
議案第14号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 日程第16
議案第15号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

小平吉保議長 日程第2 議案第1号から日程第16 議案第15号までの15議案を一括議題といたします。この15議案は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託の議案について、一括報告をお願いします。総務消防委員長。

小池和男総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された議案審査に当たり、9人の委員出席のもと、山田広域連合長、今井副広域連合長、清水副広域連合長、事務局長、会計管理者、消防長、各消防署長等、各課長及び担当職員に出席を求め審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第7号 諏訪広域消防一元化に伴う諏訪広域連合関係条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程においては、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第11号 平成27年度諏訪広域連合一般会計予算について報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち1款1項1目5節と6節、2款2項、3款1項2目、3款2項、4款1項のうち総合福祉基金利子、基金繰替運用利子を除く全て、5款2項5目及び7款2項のうち恋月荘派遣職員人件費負担分を除く全て、並びに歳出のうち2款1項2目及び3款民生費を除いた部分であります。

審査の過程においては、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第14号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について報告いたします。

審査の過程においては、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第15号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について報告いたします。

質疑において、緊急災害時FM放送施設整備委託料についての具体的な内容と運用時期についての問いに対し、サイマル放送に係る整備費用であり、エルシーブイFMをインターネットに接続してスマートフォンで聞かれるようになり、災害時や花火大会等に有効であり、現在試験運用中で4月から本格運用されるとの回答がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

以上、報告を終わります。

小平吉保議長 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

加々見保樹福祉環境委員長 福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

当定例会において、福祉環境委員会に付託されました議案は12件でございました。11名の委員全員出席のもと、柳平・青木・小林副連合長、各課長、各施設長、各係長の出席を求めまして審査してまいりました。以下、議案ごとの審査の過程と結果について報告させていただきます。

最初に、議案第1号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるについてを報告いたします。

審査の過程において、特に質疑なく、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めるについてを報告いたします。

審査の過程において、第2条第2項において地理的条件、その他の条件を勘案してとあるが、どのような条件が考えられるかとの質疑がなされ、市町村より規模が小さいところを想定しているとの説明がなされました。

審査の結果、当委員会では全会一致、可決といたしました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正についてを報告いたします。

審査の過程において、介護保険料の改定により基準額が上がることへの評価はどの質疑がなされ、現状のサービスを低下させず維持していくように考え、今後は負担と給付のバランスを考えていきたいとの説明がなされました。

また、引き上げ率を抑制するためにさらに基金を取り崩すことや、各市町村の一般会計からの繰り入れをすることはどうかとの質疑がなされ、安定した介護保険を運営するためには最低でも3億円は必要と考える、また国の基本3原則により、市町村からの繰り入れはしないように指導されているとの説明がなされました。

また、県の基金を今回繰り入れない理由についての質疑がなされ、県の判断や市町村が要望して基金の取り崩しができるものではなく、介護保険法の改正により基金の取り崩しができることになっており、今回はそのような措置がなかったとの説明がなされました。

また、3年に一度の見直しのたびごと保険料が上がっていく、そのことについて国への働きかけはどの質疑がなされ、国に対し40項目以上の要望を市長会と町村会より上げており、国の責任部分はしっかり行っていただきたいことや地方の意見を踏まえた制度改正をしていただきたいといった内容であるとの説明がありました。

討論において、物価も上がり生活が苦しい人がふえている中で、介護保険料を上げる条例の一部改正の議案であることから反対、高齢者もふえ給付費が上昇する中で、慎重に検討した結果に基づく保険料等の額であると認められることから賛成との討論がなされました。

審査の結果、当委員会では賛成多数可決といたしました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正についてを報告いたします。

審査の過程において、特に質疑なく、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてを報告いたします。

審査の過程において、登録定員、利用定員を増すことへの影響、事業者側が悪意を持って十分なサービスを提供しなかったことが起こり得るかについて質疑がなされ、訪問介護はスタッフを増す必要がある、事業者に対しては外部評価システムとして運営推進会議があり、チェックをし、行政

側として指導監督をしている、また、全ての施設に対して指導できるのかとの質問がなされ、更新時に実地指導するほかに、今まで以上に短期に指導していきたいとの回答がありました。

審査の結果、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてを報告いたします。

審査の過程において、議案第5号と同様に丁寧な対応をとってもらえるのかとの質疑がなされ、しっかり指導をしていくとの説明がなされました。

審査の結果、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第8号 平成26年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）を報告いたします。

審査の過程において、基金は恋月荘の基金なので今後はふえないが、一般会計から基金に一旦積み立て、また支出するといったやり方は今後も変わらないかとの質疑がなされ、恋月荘派遣職員がいる間はこのような会計方法でやっていくとの説明がなされました。

審査の結果、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第9号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）を報告いたします。

審査の過程において、予算が減額されたことの原因について質疑がなされ、利用者や職員による経費削減によるものとの説明がなされました。

審査の結果、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第10号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）を報告いたします。

討論において、介護保険料の変更に係るシステム改修の補正予算であることから反対、十分な検討がなされており、システム改修は必要な予算であることから賛成との討論がなされました。

審査の結果、当委員会では賛成多数可決といたしました。

次に、議案第11号 平成27年度諏訪広域連合一般会計予算を報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち1款1項1目の5節と6節、2款2項、3款1項2目、3款2項、4款1項のうち総合福祉基金利子、基金繰替運用利子、5款2項5目及び7款2項のうち恋月荘派遣職員人件費負担分、並びに歳出のうち2款1項2目及び3款であります。

審査の過程において、特に質疑なく、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第12号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算を報告いたします。

審査の過程において、生活困窮一時入所利用者委託料の内容、また昨年に比べ職員1名増について、入所者の高齢化や支援が必要な人がふえている中での増なのかとの質疑がなされ、生活困窮一時入所利用者委託料は、本年4月に施行される生活困窮者自立支援法による救護施設に入所する際に必要な診断書や生活費、燃料費等を計上している、職員増については育休職員の復帰によるものとの説明がなされました。

また、市町村の生活保護窓口との連携はどの質疑がなされ、3市の福祉事務所と町村関係の諏訪福祉事務所と連携し行っているとの説明がなされました。

審査の結果、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第13号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算を報告いたします。

審査の過程において、特養の入所制限の問題、低所得者に対する補足給付縮減、利用者の負担など制度改正による利用者の配慮はどうかとの質疑がなされ、介護保険事業計画を立てる中でワークシートを活用して予算計上した、その中で各サービスの上昇率を見て算出している、報酬改定の影響は全てのところに影響があるが、低所得者の人には今までどおりの補足給付と独自のサービス利用減免等によって対応していきたいとの説明がなされました。

また、特養待機者約800人に対し、施設整備計画では約170床という計画はどのように見ているか、また介護保険システム改修補助金の内容について質疑がなされ、施設整備の考え方は現在のサービス基準を維持すること、将来推計をする中で期ごとに2025年までを予想し、特養については毎回100床程度の整備が必要と考え、特養待機者約800人に対し、真の待機者と急務の人の数を見ての数字となった、介護保険システム改修については国の番号制度の導入に係るものとの説明がなされました。

また、給付費が下がって経営が厳しい施設はあるかとの質疑がなされ、諏訪地域にはそのような施設はないとの説明がなされました。

また、保険給付費関係経費負担割について、当初決めたとおり6市町村人口割100%でいくのが正しいと考えるがいかがか、今回人口割90%、保険給付割10%となったのはどのような論議がなされたのかとの質問がなされ、給付に対して負担をするのが本来の姿と考える、このことについて正副連合長会議で2年間話し合い、一步踏み出してほしいという思いで了承していただいた、今後については第6期介護保険事業計画の3年間で話し合いをしていくとの説明がなされました。

討論において、国が定めた介護保険制度の大幅改正の中身は、特養の入所要件を厳しくすること、低所得者に補足給付の圧縮、利用料の2割負担、要支援を介護保険から外すなどといった介護保険の大改悪であり、介護保険料が上がることに對し基金の取り崩しなどの対応をすべき、また、各市町村の負担割に給付費割10%を持ち込むのは、本来介護保険を諏訪広域全体でやっという精神に反するものであるとの立場から反対、高齢者比率が上がり給付費がふえる中で、保険料は上がるが、現状を考えると最善を尽くしたものと認められることから賛成との討論がなされました。

審査の結果、当委員会では賛成多数可決といたしました。

以上、報告といたします。

小平吉保議長 ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

まず、議案第1号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を定めるについて、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めるについて、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。望月克治議員。

2番望月克治議員 消費税が増税され、年金は削減され、アベノミクスで物価は上がり、高齢者の生活は苦しくなっています。そうした中での値上げになるので、今議案には反対をいたします。

小平吉保議長 そのほか討論はございませんか。共田武史議員。

16番共田武史議員 16番、共田武史です。議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について意見を申し上げます。

介護保険認定者が急増している中で、今回の条例改正により第1号被保険者の保険料の基準額が月額5,350円となる大きなものです。しかし、第6期介護保険事業計画のとおり、制度を持続的かつ維持するためにも十分に検討がされていることはわかります。また、次世代に負担を残さないためにも必要な条例改正だと考えます。介護給付費の抑制と高齢者の健康的な暮らしづくりのために、介護予防の普及と介護保険料に見合った介護サービスの提供を要望して、今議案に賛成いたします。

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は賛否両論ありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

小平吉保議長 ありがとうございます。起立多数。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 諏訪広域消防一元化に伴う諏訪広域連合関係条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成26年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。望月克治議員。

2番望月克治議員 制度改悪を実現するための予算なので、反対します。

小平吉保議長 討論はありませんか。共田武史議員。

16番共田武史議員 議案第10号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

本補正予算は適正に考えられているものと解釈できますので、賛成したいと思います。

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は賛否両論ありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

小平吉保議長 ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成27年度諏訪広域連合一般会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。今井秀実議員。

15番今井秀実議員 15番、今井秀実です。議案第13号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について、反対の立場から意見を述べます。

国が決めた制度改定ではありますが、特養の入所要件を原則要介護3以上に限定していくこと、低所得者の施設入所に対する補足給付の圧縮、利用料負担2割の導入、また2年後の実施予定とはなりますが、要支援1・2の方の介護保険給付外しなど、被保険者、利用者に多大な影響を与える内容の予算となっており、必要なときにサービスが受けられないという大問題があります。また介護保険料が基準額でこれまでの月額4,750円から5,350円と、12.6%の大幅引き上げとなっており、年金も所得も下がり続け、各種の負担増で生活がますます大変になる中、この引き上げは耐えがたいものであり、3億8,000万の基金残高がある中、8,000万円の繰り入れ予定額をさらにふやす対応、また各市町村の一般会計からの繰り入れを実施して、保険料引き上げを抑制する対応をとるべきだったと考えます。

また、保険給付費関係経費の各市町村の負担金で、これまでの人口割100%に10%の給付費割を導入したことは、広域全体で介護を支え合うという当初の精神に反するものであり、問題であります。

よって、本議案に反対をいたします。

小平吉保議長 討論はありませんか。中山透議員。

20番中山透議員 本会計予算に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

制度改正により料金が変わることについては、次世代に残さないためというためのやむを得ない措置だというように思っております。また平成27年度、この新しい会計よりですね、新しい割合

負担が財政運営になってくるわけであります。今までの理念から大きな方向転換になると私は考えるわけであります。先日の本会議、委員会でも当時は合併の議論もあり人口割100%で対応したが、現在は6市町村とも自主自立の道を歩んでいる、よって、人口割でなく給付割で行うことがよいのではないかということでありました。

でも、しかし、現在の広域を大局的に見ればですね、今後も広域として共助し合っていかなければならないのも事実なわけであります。まずは第6期の計画の3年間で行ってみるということであります。私にしてみたら苦渋の選択の中でやむを得ないというふうに思うわけであります。

よって、本案に賛成の討論といたします。

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。本案は賛否両論ありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

小平吉保議長 ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小平吉保議長 御異議ないものと認め、よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

小平吉保議長 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉 議 午後 0時33分

小平吉保議長 ここで、今議会をもって山田連合長が退任されますので、私から感謝と御慰労の言葉を申し上げます。

今期をもって退任される山田連合長に対し、議会を代表し感謝と御慰労の言葉を申し上げます。

本広域連合は平成12年7月に設立ですが、山田連合長さんには広域行政組合長から引き継ぐ形で初代連合長として就任され、以来約15年間お務めいただきました。山田連合長さんが就任された広域連合の発足当時は、それまで諏訪広域行政組合で行っていた事業に介護保険の介護認定審査会の事務、電算処理の調整事務や県からの移譲事務に加えたものでありました。就任された後も、これまでには地方分権一括法による地方分権の本格化があり、少子高齢化、高度情報化の進展や環境問題等、本広域連合を含め地方自治体を取り巻く状況は大きく変化してまいりました。山田連合長さんはこうした課題に対しながら、広域連合のかじ取りをしっかりと務めていただきました。

一例ですが、平成15年の4月、スケールメリットを生かし広域連合が保険者となり介護保険を前面共同実施し、平成19年には子供の健康を守るため諏訪地域小児夜間急病センターを設置されました。また平成26年3月には民間活力を生かすため恋月荘を移管し、平成27年4月からは諏訪広域消防が諏訪圏全域をカバーする真の一元化を実現されました。このように、これまで多くの広域連合事業を着実に進められてこられたことは、こうした例を挙げるにもありません。

山田連合長さんにおかれましては、これまで広域行政推進のため多大なる御尽力をいただきましたことに対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げる次第です。退任後もますます壮健で御活躍されることを御祈念申し上げ、感謝と御慰労の言葉にさせていただきます。長い間、まことにありがとうございました。またお疲れさまでした。（拍手）

閉会前に広域連合長の御挨拶をお願いいたします。広域連合長。

山田勝文広域連合長 ただいまは丁重な慰労のお言葉、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは、閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり、慎重なる御審議をいただき、提出申し上げました各議案につきましては、それぞれ原案どおり議決をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

審議を通していただきました貴重な御意見等につきましては、今後さらに検討を進め、課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

ただいま言いましたように、私ごとで本当に恐縮でございますが、今期限りで引退させていただく旨お伝えをしております。今議会が任期中最後の議会となります。平成12年に広域連合発足以来、15年にわたり広域連合長としてかじ取りをさせていただきました。何よりも6市町村のバランスを一番に考え、協力をいただいております。

6市町村を見て思うことですが、私は化学の出身であります。この中で化学式にベンゼン環というのがございます。ちょうど六角形をこうしているわけでありまして、ちょうど6市町村が手を結んでいるような形であります。このベンゼン環というのは外からいろんな分子がくっつくことはありますが、これが壊れるということはありません。また私は蜂蜜屋でございますので、ハニカムというのがございます。蜂の巣がちょうど六角形をしてございます。これは同じ面積を囲むのに一番効率的で材料が少なくて済む形、また堅固な形と、こうっております。でありますから、6市町村がそれぞれここに存在しているということはすばらしいことなのかなと思っております。これからも魅力ある6市町村、そして諏訪広域連合であり続けてほしいと願うところでございます。

結びになりますが、次期に挑戦をされる議員、または引退をされる議員、それぞれの立場でさらなる御活躍を願うところでありますし、関係する皆様の一層の御活躍と御健勝を御祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

小平吉保議長 これにて、平成27年第1回諏訪広域連合議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉 会 午後 0時39分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 小 平 吉 保

7 番 織 田 昭 雄

1 6 番 共 田 武 史

議案等の審議結果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付託委員会	議決月日	審 議 結 果
承認第 1 号	27. 3.26	委員会付託省略	27. 3.26	原 案 承 認
議案第 1 号	〃	福祉環境委員会	27. 3.27	原 案 可 決
議案第 2 号	〃	〃	〃	〃
議案第 3 号	〃	〃	〃	〃
議案第 4 号	〃	〃	〃	〃
議案第 5 号	〃	〃	〃	〃
議案第 6 号	〃	〃	〃	〃
議案第 7 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議案第 8 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 9 号	〃	〃	〃	〃
議案第 10 号	〃	〃	〃	〃
議案第 11 号	〃	各常任委員会	〃	〃
議案第 12 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 13 号	〃	〃	〃	〃
議案第 14 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議案第 15 号	〃	〃	〃	〃